

林野庁東宮宿舎 1 号棟  
専有部給排水設備改修工事

工 事 仕 様 書

令和 4 年 10 月

林野庁

## 目 次

### I. 工事概要

1. 工事名称	1
2. 工事場所	1
3. 工事目的	1
4. 工事項目	1
5. 工事概要	1
6. 図書の優先順位	1
7. 工事範囲	1
8. 別途工事	1
9. 工期	1

### II. 工事仕様

1. 共 通 仕 様	
(1) 共通事項	2
(2) 支給品	2
(3) 工事用電力	2
(4) 工事用水	2
(5) 材料置場等	2
(6) 提出書類	2
(7) 設計変更	3
(8) 下請業者等	3
(9) 発生材処分	3
(10) その他	3
2. 特 記 仕 様	
宿舎修繕工事	4

## I. 工事概要

1) 工事名称	林野庁東営宿舎1号棟専有部給排水設備改修工事
2) 工事場所	東京都江東区東陽町6-2-1 8(東営宿舎1号棟宿舎)内
3) 工事目的	本工事は、林野庁東営宿舎1号棟専有部32戸の内16戸の給排水設備改修工事を行うものである。
4) 工事種目	<p>本工事における工種は以下のとおりとする。</p> <p>宿舎改修工事 1式</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直接仮設工事</li><li>・内装改修工事</li><li>・外構改修工事</li><li>・電気設備改修工事</li><li>・機械設備改修工事</li><li>・発生材処分</li></ul>
5) 工事概要	<p>主要な各部位の工事概要を以下に示す。</p> <p>宿舎修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住戸内給水、給湯、排水改修工事</li><li>・洗面室の床、壁の改修工事</li><li>・便所の壁の改修工事</li><li>・浴室の改修工事</li></ul>
6) 図書の優先順位	<p>図書の優先順位</p> <p>設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)林野庁の文書による指示</li><li>(2)設計図書(工事仕様書、内訳書)</li><li>(3)標準仕様書類</li></ul>
7) 工事範囲	本仕様書の示す範囲。
8) 別途工事	なし
9) 工期	契約日から令和5年3月3日まで

## II. 工事仕様

### 1. 共通仕様

#### (1) 共通事項

本工事仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、危険物の規則に関する政令・規則、日本工業規格、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「平成〇〇年版 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」「平成〇〇年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」の該当項目、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修土木工事共通仕様書（国土交通省関東地方建設局企画部監修）、「土木工事施工管理基準及び規格値」（国土交通省関東地方建設局企画部監修）及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通産省令第 52 号）の「平成〇〇年版 電気設備技術基準」を適用する。

なお、各仕様書類の制改定年度『平成〇〇年版』については、契約時点での出版物を適用すること。

#### (2) 支給品

なし。

#### (3) 工事用電力

受注者負担にて発電機等を用意すること。

#### (4) 工事用水

指定場所より有償支給（支給点以降は請負者が準備）

#### (5) 材料置場等

下小屋・材料置場・現場事務所及び便所等の設置をする場合は、あらかじめ監督員と打ち合わせ、承諾を得るものとする。

#### (6) 提出書類

- ① 工事日報
- ② 工事月報
- ③ 竣工図書

工事が竣工した際に作成する竣工図は以下のとおりとする。ただし、工事内容又は工事規模により作成要領が異なる場合があるため、監督員と打ち合させるものとする。

##### [竣工 C A D データ]

(a) 設計図に準じた図面等の内容を d w g (A u t o C A D) 形式又は d x f 形式で C D - R に記録して提出する。

#### ④ 工事写真

##### a 撮影場所

(a) 工事竣工後では確認困難な箇所

(b) 埋設される工事で長さ、厚さ等明確な寸法で確認を要する箇所

(c) 設計変更の部分

(d) その他主要な工程あるいは監督員の指示する場所

##### b 写真サイズ

原則としてカラー写真（E 版）とするが、寸法の確認を要する箇所で監督員の指示するものはキャビネサイズ以上とする。

デジタルカメラで撮影する場合は、国土交通省デジタル写真管理情報基

準（有効画素数 80 万画素数以上）の仕様とする。

⑤ 施工計画書

施工体制、品質管理、安全管理等を網羅すること。

⑥ 立会い

監督員が指示する書類による確認事項及び立会いによる試験・検査事項は次のとおりとする。また、立会検査を監督員に求めるときは事前に検査願を提出し承諾を得ること。

a 工事に使用する主要資材の材料検査

b 次の工程に移行する前の各工程の立会検査

⑦ 施工図

必要数

⑧ その他監督員に提出するもの

必要数

(7) 設計変更

① 設計変更に係わる工事費単価は、数量減のものについては原契約（当初に契約した単価）によるものとし、数量の増がある場合は、当該部分について両者協議して決定するものとする。

② 新たな項目を追加した場合の工事費単価は、両者協議の上決定するものとする。

③ 設計変更に係わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。

④ 工事数量の計算は図面ないし、請負業者作成の施工図及び測量図により行うものとする。

⑤ 数量は全て製品（仕上がり）の数量による。

(8) 下請業者等

指定の業者あるいは品目仕様の代替については監督職員と協議するものとする。

また、各種下請業者についても必ず監督員の承諾を得たものでなければならない。

(9) 発生材処分

産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者で行うこと。マニフェストに基づく伝票（A、D、E 票）の写しを提出すること。

(10) その他

① 受注者は、工事が竣工しても、検査に合格し、引渡しが完了するまではその工事目的物を管理しなければならない。

② 本工事は原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分にして一切記載していない事項といえども当然必要と認められるものは、監督員と協議の上受注者の負担において誠実に施工するものとする。

③ 本工事施工の際は、建物、地下埋設物等を毀損しないよう注意するとともに、万一毀損した場合は監督員の指示に従い同等の材料にて速やかに復旧するものとする。

④ 本工事に使用する材料を搬入するときは、監督員の指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。

⑤ 工事に必要な諸手続(法令上)は請負業者の責任において行うこと。

⑥ 火気を使用する場合は、監督員に連絡し了解を得た上で実施すること。

⑦ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 20 年法律第 104 号）に基づき、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに特定建設資材の解体分別及び再資源化等の促進を図らなければならない。

⑧ 工事に先立ち、工事場所の状況を把握し、施工位置、数量、方法等不具合が生じないか確認し、監督員に報告すること。

⑨ 工事の安全確保を図ると共に、必要な標識類を表示し工事関係者以外にも注意

を促し、災害防止には万全を期すること。

- ⑩ 工事場所や資材置場は整理整頓し、作業場所への入場路付近に関しても清掃を行うこと。
- ⑪ 本工事で使用する車両・機材が、本工事以外の車両の通行・作業の妨げとなる場合には、速やかに移動すること。またその他の事項についても、本工事以外の作業の妨げとなる場合は、監督員と協議の上、作業工程・内容等調整すること。
- ⑫ 工事箇所には、防犯上外部から侵入が出来ない様、施錠すること(夜間施錠とする)。
- ⑬ 東営宿舎は常時居住者がいるため、作業に際して監督員及び林野庁担当者と打合せを行い、住居者に対して生活の妨げとなるような、作業計画は行わないこと。
- ⑯ 工事場所は、カラーコーン(バー)等により、立入禁止区画を明示すること。

## 2. 特記仕様

本工事は、居住者区域部分での工事となるため、施工業務前に監督員を含め、居住者と十分に協議を行い、居住者の予定を優先し、支障ないよう工事を行うこと。  
また、工事着手前に、当監督員と打合せを行い、承諾を得ること。

### 宿舎修繕工事

#### ① 内装改修工事

##### a. 工事内容細部事項

- ・浴室の天井材は石綿含有成形板のめ、剥離作業に当たっては次のとおりを行うこと。
  - i. 安全衛生管理  
除去作業者は、呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用する。
  - ii. 除去処理工事
    - ア) 除去はアスベストを含まない内装材及び外部建具などの撤去にさきがけて行う。
    - イ) 除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行う。
    - ウ) 除去作業中は原則として散水その他の方法により、アスベスト含有床材等を常に湿潤な状態として行うこと。
    - エ) 除去した後にアスベストを含むバック層又はアスベストを含む接着剤が残っている場合は、十分湿潤化を行った上で、手または、電動床材はがし機、電動スクレーパーを用いてこれを除去する。
    - オ) 作業中は立入禁止の看板を掲示し居住者等関係者以外の出入りを禁止すること。
  - iii. 集積等
    - ア) 除去したアスベスト含有床材等の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことのほか、粉塵の飛散防止に努める。
    - イ) 粉碎されたアスベスト含有床材等は、湿潤化のうえ、丈夫なビニル袋に入れる等飛散防止の措置を講じる。
  - ・工事内訳書に指定のない壁紙の柄、フローリング材のカラー等細部については、監督員及び林野庁担当者と打合せを行うこと。
  - ・住戸内に露出配管を行う給水管、給湯管、ガス管のルートは施工図を作成の上、監督員及び林野庁担当者の承認を得てから施工を行うこと。

##### b. 養 生

工事中の既存建物等を毀損又は破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。

##### c. 整理清掃片付け

工事中は道路、作業場、資材置場等の整理清掃及び片付けを毎日励行し、不要品は速やかに場外に搬出する。

② 発生材

発生材は、「1. 共通仕様 (9) 発生材処分」による。種別を以下に示す

- ・木くず
- ・繊維くず
- ・石膏ボード
- ・金属くず
- ・廃プラスチック
- ・アスファルト塊
- ・コンクリート塊(有筋)
- ・がれき
- ・混合
- ・アスベスト含有材

③ 標識

a. 仕様

- ・鉄板製 600×300、赤色、白文字。
- ・火気厳禁標識の設置。
- ・立入禁止表示の設置。

— 以上 —

# 林野庁東宮宿舎 1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】

林野庁

工事名称	林野庁東営宿舎 1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	表紙		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 縮尺	—	
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号		

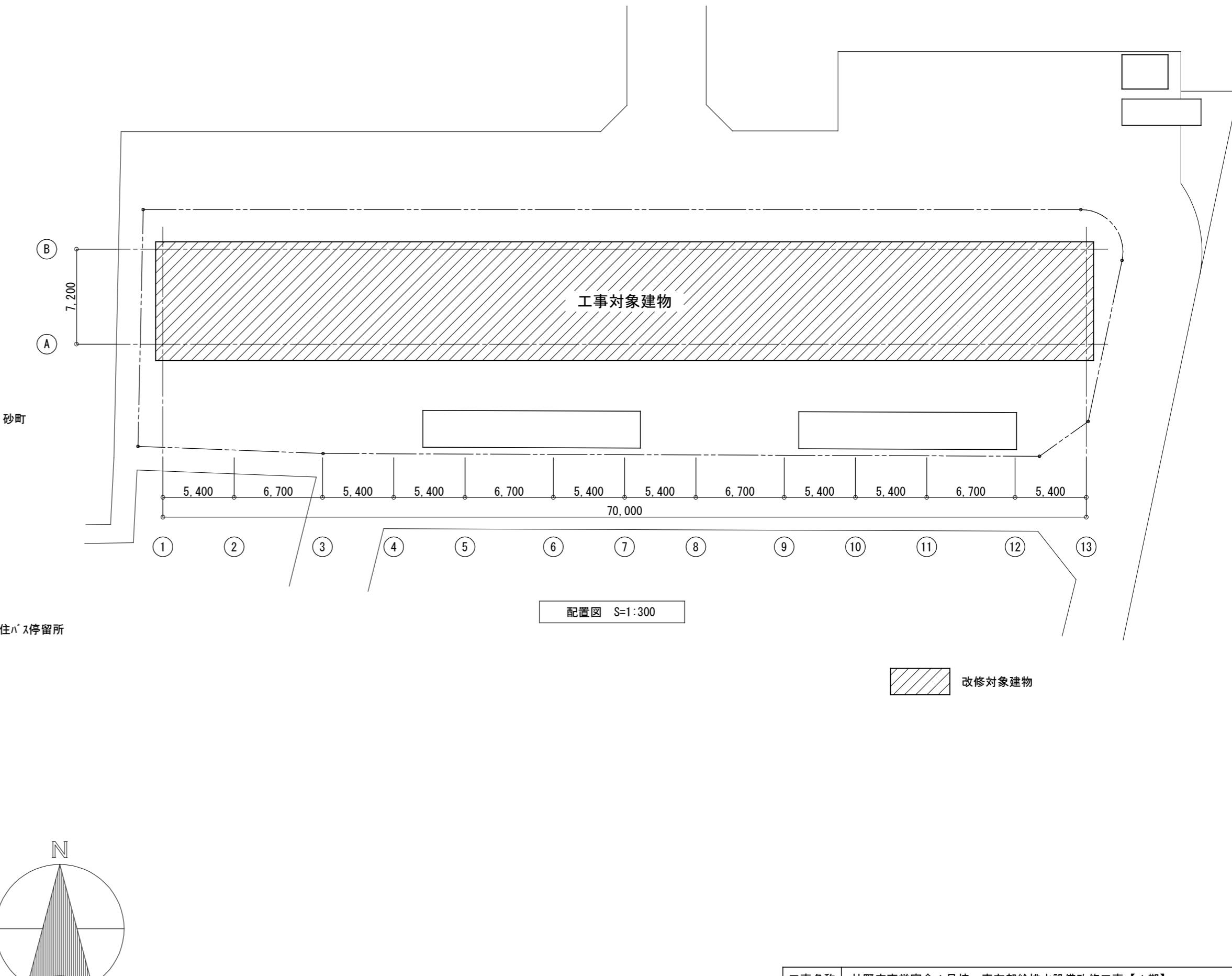
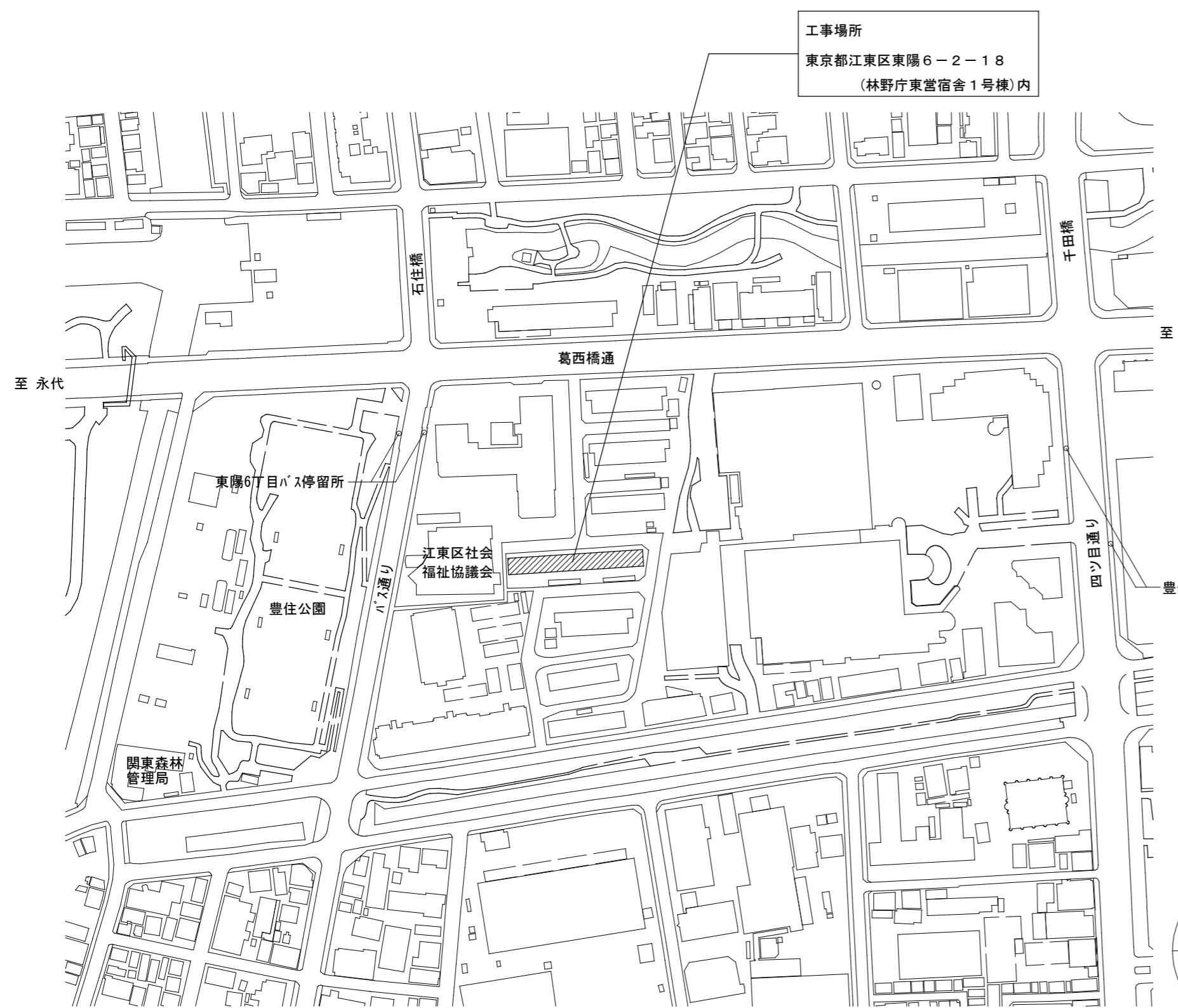
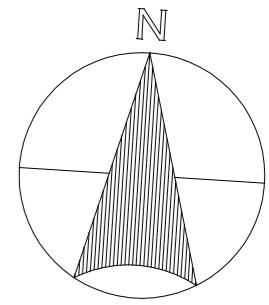
林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】仕様書										1 章 一 般 共 通 事 項	⑥ 発生材の処理等	① 場外搬出適切処理 ・引渡しを要するもの ・特別管理産業廃棄物 ・処理方法 受入れ施設名 受入場所 処理方法		[1.3.8]	1 章 一 般 共 通 事 項	⑪ 技能士	[1.6.2]		2 章 仮 設 工 事	② 既存部分の養生 既存部分の養生 既存家具等の養生 固定家具等の移動	既存部分の養生 ※ビニルシート等 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 固定家具等の移動 ※行わない		[2.3.1]
I. 工事概要	1. 工事場所	東京都江東区東陽6-2-18(東営宿舎1号棟宿舎)内										③ 仮設間仕切り 種別 仮設間仕切り ・軽量鉄骨材等で支柱を組む。両面に ・A種 合板張り9mm・石こうボード9.5mmを張る ・B種 軽量鉄骨材等で支柱を組む。片面に ・合板張り9mm・石こうボード9.5mmを張る ※C種 単管下地等を組み、全面シート張り		仮設間仕切りの種別 [2.3.2][表2.3.1]									
2. 工事種目																							
番号	名 称	工事種別	構 造	棟又は箇所	数 量	単位	備 考																
I	東営宿舎1号棟	改修	R C造4階建		1	式																	
3. 工事内容: 林野庁東営宿舎1号棟の給排水設備改修に伴う外構改修、内装改修を行う。																							
4. 指定部分	○無	・有	(工期:令和 年 月 日)																				
5. 工 期	本工事のしゅん工期日は 令和 年 月 日とする。																						
II. 工事仕様																							
1. 共通仕様	(1) 国面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)(建築工事編)」(以下、「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(最新版)(以下、「標仕」という。)による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。 2. 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と※印のついた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 〔 〕内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 製造所名は、五十音とし「株式会社」等の記載は省略する。又( )内は製品名を示す。 (5) G印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。																						
⑦ 環境への配慮	※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出 建設リサイクルガイドライン(平成14年5月30日 国営計第25号)に基づき、工事着手時に再資源利用計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を監督職員に提出するものとする。 a)工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、グリーン購入法に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するよう努める。 また、同法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。 b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による環境への影響に配慮する。 c) 工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、アスベスト含有機材を使用しない。 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有し、アスベストを含まないものとする。 J I S 及び J A S マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有する証明となる資料又は外部機関(社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)~5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、单板 積層材、M D F 、パーキュイクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2) 保湿材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はタル酸ジエーネーブチル及びタル酸ジエーネー2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																						
⑧ 材料の品質等	[1.4.2]																						
⑨ 化学物質を放散する建築材料等	[1.6.9]																						
⑩ 特別な材料の工法	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定はバッジ型採取機器により行う。 着工前の測定 ・行う 測定対象室 ・図示 測定箇所数 ・図示 報告の様式等については、監督職員の承諾を得る。																						
17 設計 G L	[1.8.1~3]																						
18 施工箇所	[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10]																						
19 防水改修工事	施工箇所 防水改修工法の種類 新規防水層の種別																						
20 改善アスファルトシート防水	[3.2.2][3.3.2]																						
21 合成高分子系ルーフィングシート防水	アスファルトの種類 ※3種・4種 保護コンクリートのコンクリート種類 ※無筋コンクリート 改修用ドレン ※設けない・設ける M 3 D 、P O D 工法の脱気装置 ※設けない・設ける 既存露出防水層表面の仕上げ塗装(M 4 C工法の場合) ・除去する 断熱工法の断熱材 厚さ(mm) ※25 ただし、特定フロンを含まないもの。 立上り部の保護 ・れんがの種類 ※見え隠れ部分は市販のれんが又は、市販のれんが形コンクリートブロックとする。 ・乾式保護材の材料 ※押出成形セメント板 厚さ15mm [3.2.6]																						
22 目地処理	[3.4.2~3][表3.1.1][表3.4.1~3]																						
23 施工箇所	施工箇所 防水改修工法の種類 新規防水層の種別																						
24 脱気装置	[3.4.2]																						
25 設計 G L = 現状 G L	改質アスファルトルーフィングシート 厚さ 下層用( )上層用( )单層用( ) 露出防水断熱工法に用いる断熱材 仕上げ塗料塗り( ) 脱気装置 ※設けない・設ける [3.5.2~3]																						
26 施工箇所	[3.5.2]																						
27 脱気装置	ルーフィングシートの種類( ) ルーフィングシートの厚さ( ) 絶縁用シートの材質( ) S I 工法の断熱材 材質・ノンフロン硬質ウレタン系断熱材 厚さ3.5mm 新規防水層の種別( ) 脱気装置 ※設けない・設ける 脱気装置の種類 設置数量10か所 使用分類※非歩行用・歩行用 目地処理 P Cコンクリートの場合 入隅部の増張り 機械固定工法の場合の風圧力に対応した工法 [3.5.4]																						
28 仮設工事	[3.5.5]																						
29 特別な材料の工法	足場その他 内部足場 ※脚立、足場板等( ) 外部足場 ※枠組本足場、外部メッシュシート張り( ) 材料、撤去材等の運搬方法 A種※B種・C種・D種・E種 ※足場設置の場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行なうこと。 [表2.2.1]																						
30 工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】																						
31 図面名称	建築工事 特記仕様書1																						
32 農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 緯尺	—																					

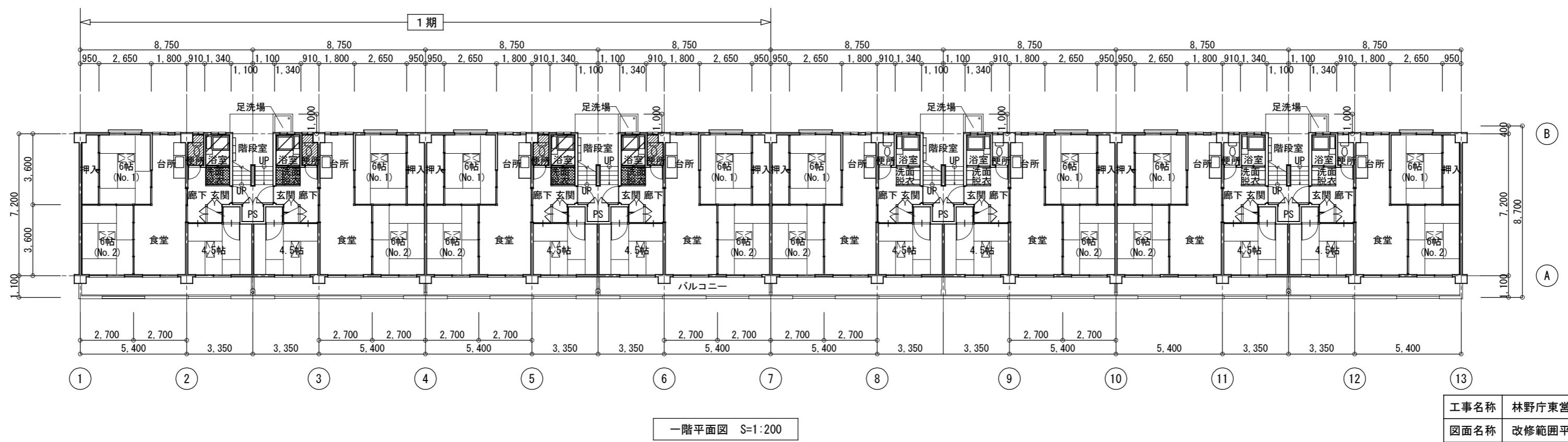
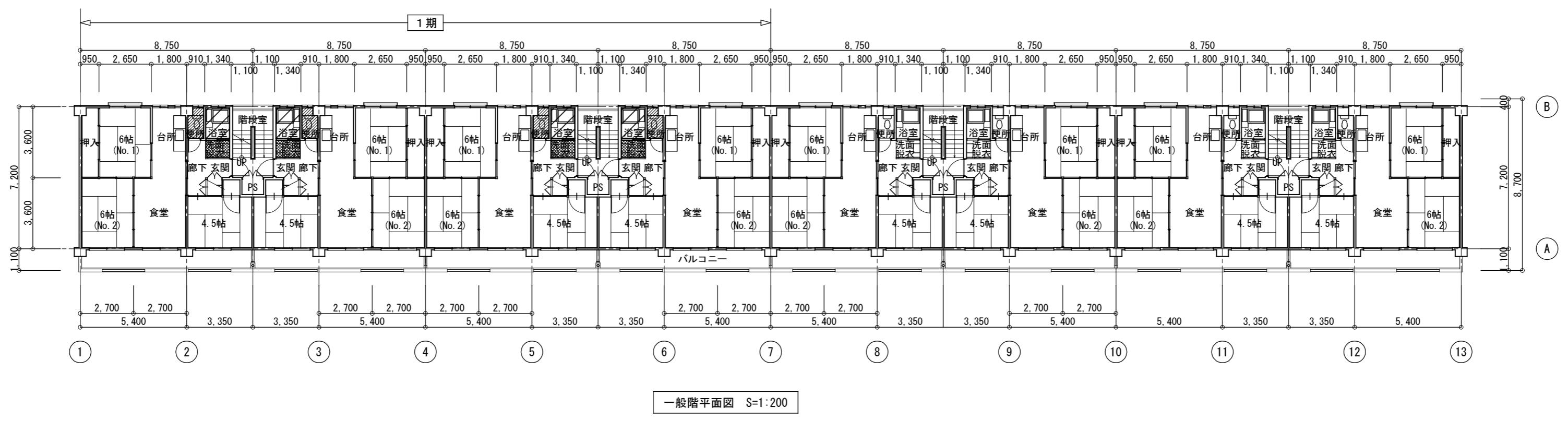
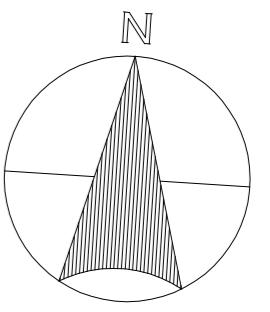
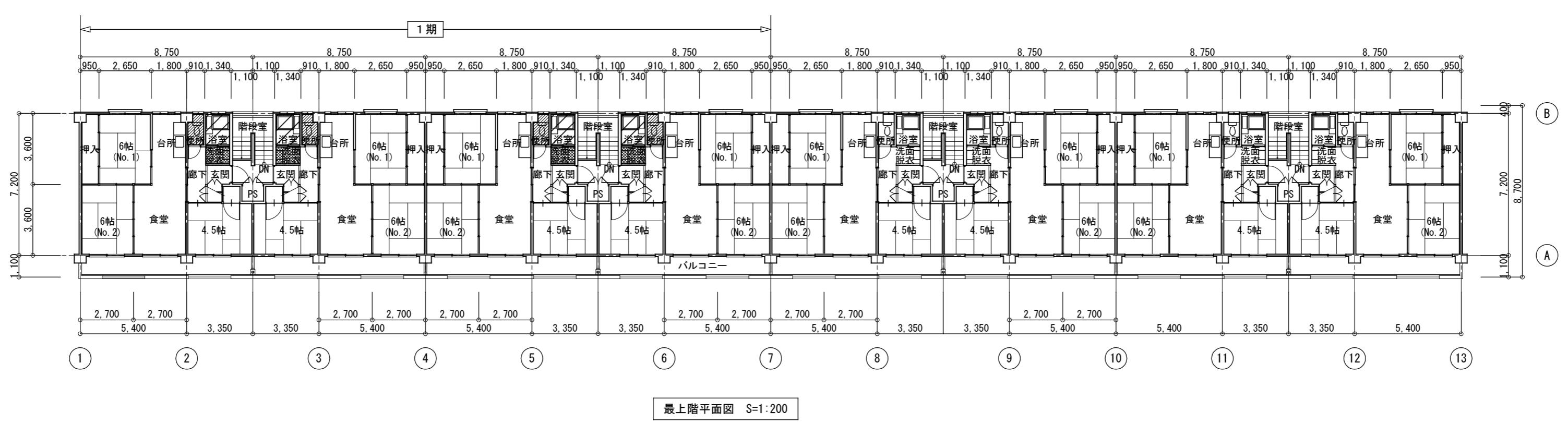
3 章 防 水 改 修 工 事	4 塗膜防水	[3. 6. 2~3] [表3. 1. 1] [表3. 6. 1]	施工箇所 共用廊下・階段屋根 2階庇 バルコニー床・立上り 仕上げ塗装り 油性・シルバー	施工箇所 防水改修工法の種類 新規防水層の種別	既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装 (L 4 X工法の場合) · 除去する	1 施工数量調査	調査範囲 ※外壁改修範囲 · 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉢汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びく落部を壁面に表示する。 また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	[1. 5. 2]	4 章 外 壁 改 修 工 事	5 仕上塗材仕上げ	既存塗膜の劣化部の除去及び下地処理の工法 工法 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・加圧力※30MPa程度以上 ・塗膜はく離剤工法 ・水洗い工法 処理範囲 ・既存仕上げ面全体 ・既存仕上げ面全体 ・既存仕上げ面全体 ・既存仕上げ面全体	[4. 6. 3] [表4. 6. 1~4]	5 章 外 壁 改 修 工 事	8 木製建具	建具材の含水率 · A種 · B種 · C種 (表16. 7. 1) (16. 7. 2~3)										
	5 脱気装置	[3. 6. 3]	脱気装置 ※設けない · 設ける	[3. 3. 3] [3. 4. 3] [3. 5. 3]	種類 平面脱気型 立上がり脱気型	材質 ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス・鉄 ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス・銅	設置数量 m2当たり1箇所 m2当たり1箇所	既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装 (L 4 X工法の場合) · 除去する	調査報告書の部数 ※2部	1) 下地調整材	既下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用	[4. 2. 2] [4. 6. 4]	9 建具用金物	標準型建具 ※5. 4. 6. 5. 6による · ( ) ・マスターキー ※製作する (※新規 · 既存に合せる) · 製作しない ※シリンダーハンドル ※レバーハンドル 材質 アルミニウム合金 · ステンレス · 黄銅 座金 ※丸座 · 長座 ※ドアクローザー											
	6 シーリング	[3. 1. 4] [表3. 1. 2]	シーリング改修工法の種類 ・シーリング充てん工法 ・拡張シーリング再充てん工法 シーリング材の種類、施工箇所	[3. 7. 2] [表3. 7. 1]	※下表以外は、改修標仕表3. 7. 1を標準とする	施工箇所 防水目地 建具廻り	シーリング材の種類 (記号) PU-2 MS-2	種類 ・シーリング充てん工法 ・シーリング再充てん工法 ・拡張シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法	材質 ・シーリング充てん工法 ・シーリング再充てん工法 ・拡張シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法	既成塗装用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024 の低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜取り) ※行わない · 行う (行う場合 抜取り部の補修方法 : )	※樹脂注入工法 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入間隔 ※200~300 注入量 ( ) cc/m2 注入材料 ※建塗補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024 の低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜取り) ※行わない · 行う (行う場合 抜取り部の補修方法 : )	[4. 1. 4] [4. 2. 2] [4. 3. 4]	2) 仕上塗材仕上げ	・薄付け仕上塗材 [4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4] 呼び名 ・外装薄塗材S i ・可とう形外装薄塗材S i ・外装薄塗材E ・内装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・外装薄塗材S ・内装薄塗材C ・内装薄塗材L ・内装薄塗材S i ・内装薄塗材W	[4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4]	吹付け	標準型建具以外の建具 ・握り玉 材質 ※ステンレス ・本締り付きモノロック 握玉の材質 ※ステンレス · 黄銅 ・空錠 ※レバーハンドル 材質 アルミニウム合金 · ステンレス · 黄銅 座金 ※丸座 · 長座 ・握り玉 材質 ※ステンレス ・点検口錠 (平面ハンドル錠) 材質 ※ステンレス · 亜鉛合金程度 ・フロアヒンジ ・ヒンジクローザー (丁番形) ・ヒンジクローザー (ビボット形) ・ドアクローザー								
	7 とい	[3. 7. 7]	P C B 含有シーリング調査 ・分析調査 (1972年以前に施工されたボリサルファイドシーリング) (建築物解体工事共通様書による)	[3. 7. 8]	プリッジ工法 ボンドブレーカー張り · 適用 エッジング材張り · 適用 シーリング材の試験	[3. 7. 7]	シーリング材の種類 (記号) PU-2 MS-2	施工箇所 防水目地 建具廻り	施工箇所 シーリング充てん工法 再充てん工法 ・ブリッジ工法	材質 ・シーリング充てん工法 ・シーリング再充てん工法 ・拡張シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法	既成塗装用注入エポキシ樹脂モルタルの充填 · 行う ※行わない	※充填工法 ※充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル · ポリマーセメントモルタル	[4. 1. 4] [4. 2. 2] [4. 3. 7]	3) 欠損部改修工法 (コンクリート 打放し仕上げ、 モルタル塗り 仕上げ、 タイル張り仕上げ)	・モルタル塗替え工法 塗り厚25mmを超える場合の補強 ・行う · 行わない ※図示 既製目地材 ・適用する 形状 ※図示 · ( )	[4. 4. 2] [4. 4. 9]	4) 浮き部改修工法 (モルタル塗り 仕上げ、タイル 張り仕上げ)	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 1. 4] [4. 4. 10~4. 4. 15] [表4. 4. 3] [表4. 4. 4]	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 10]	・複層仕上塗材 [4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4] 呼び名 ・複層塗材C E ・可とう形複層塗材C E ・複層塗材S i ・複層塗材E ・複層塗材R E	[4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4]	備考	上記建具金物の製造所は評価名簿による ・グレモン錠 レバーハンドルの材質 ※亜鉛合金 · ステンレス ・ビボットヒンジ カバー部の材質 ※ステンレス · 亜鉛合金 ・押棒 · 押板 ※図示 · ( ) ・アームストップバー 材質 ※鋼 (クロムめっき) · ステンレス ・レール 材質 ※ステンレス · アルミニウム合金 · 黄銅
	8 アルミニウム製 笠木	[3. 8. 2~3] [表3. 8. 5]	といい材種 ※配管用鋼管 · 硬質塩化ビニル管 ・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP-VU) [G]	[3. 8. 2]	ルーフドレン といい金物 防露材	[3. 8. 2] [表3. 8. 2] [3. 8. 2] [表3. 8. 3]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2] [表3. 9. 1]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 2]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 11]	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 11]	・可とう形改修用仕上塗材 [4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4] 呼び名 ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材R E ・可とう形改修塗材C E	[4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 4]	備考	開閉装置の性能値 スライディングドア用 ※表5. 8. 1 による · 図示 スイングドア用 ※表5. 8. 2 による · 図示 駆動力 ※電気式又は油圧式 · ( ) 電源 ※単相100V (過電流保護装置付) · ( ) センサーの種類 ※光線 (反射) スイッチ · ( ) 工事範囲: 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む ・結凍防止措置 (適用箇所は建具表による)						
	9 保証書の提出	[3. 8. 3]	※図示 · 標準仕様 (d) (2) による	[3. 8. 3]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2] [表3. 9. 1]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 2]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 12]	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 12]	1 改修工法	・かぶせ工法 · 撤去工法	[5. 1. 3]	11 重量シャッター	シャッターの種類 · 耐風圧強度 ・一般重量シャッター ( ) N/m							
	10 事後調査	[3. 8. 4]	防水工事は責任施工とし、保証書を防水工事施工者及び請負者の連名にて提出する (保証期間は10年間とする)	[3. 8. 4]	・行う · 行わない 工事完了後、施工箇所の事後調査を指示に従って実施する	[3. 9. 2] [表3. 9. 2]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 3]	笠木の下地補修 ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 13]	・注入付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 13]	1 改修工法	・かぶせ工法 · 撤去工法	[5. 1. 3]	11 重量シャッター	シャッターの種類 · 耐風圧強度 ・一般重量シャッター ( ) N/m					
	11 保証書の提出	[3. 8. 5]	※図示 · 標準仕様 (d) (2) による	[3. 8. 5]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2] [表3. 9. 1]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 3]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 14]	・注入付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 14]	2 アルミニウム製 建具	・アルミニウム製 建具	[5. 2. 2~4] [表5. 2. 1~2]	12 軽量シャッター	開閉機能 ※上部電動式 (手動併用) · 上部手動式 危険防止機構 ※障害物感知装置 (自動閉鎖型) · シャッターの二段階下方式 一般重量シャッターのシャッターケース ※設ける · 設けない 電動式の場合の電源 ※三相200V 0.75kw以下 (過電流保護装置付) 工事範囲: 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む ・耐風圧強度 ( ) N/m [5. 10. 2~4]							
	12 軽量シャッター	[3. 8. 6]	※図示 · 標準仕様 (d) (2) による	[3. 8. 6]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2] [表3. 9. 1]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 3]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 15]	・注入付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 15]	3 網戸	・かぶせ工法 · 撤去工法	[5. 1. 3]	12 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 · 上部電動式 (手動併用) スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 スラット 形状 ※V-ワード形 · オバーラップ形 ガイドレール等 ※溶融亜鉛めっき鋼板製 · ステンレス製SUS304 (厚さ1.5mm) 耐風圧強度 ( ) N/m 電源 ※単相100V (過電流保護装置付) 工事範囲: 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む							
	13 保証書の提出	[3. 8. 7]	※図示 · 標準仕様 (d) (2) による	[3. 8. 7]	部材の種類 ・押出し175形 · 押出し300形 · 押出し350形 ・板折曲げ形 本体幅 mm 厚さ※2mm 表面処理	[3. 9. 2] [表3. 9. 1]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・隅角部及び突兀部等の役物は本体製造所の仕様による ・固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	[3. 9. 3]	※A-1種又はB-1種 · ( ) ・行う 工法 ※図示	・アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 16]	・注入付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数 注入口の箇所数 充てん量 (本/m <sup>2</sup> ) (箇所/m <sup>2</sup> )	[4. 4. 16]	4 鋼製建具	・簡易気密型ドアセットの性能 外部に面する建具の耐風圧性 ・標準型建具 水密性 W-1	[5. 4. 2~6] [表5. 4. 1] [表5. 2. 1]	13 保証書の提出	工事名称 林野庁東営宿舎1							

7 章 塗 装 改 修 工 事	① 材料  2 下地調整  3 鑄止め塗料塗り  4 合成樹脂調合 ペイント塗り (SOP)  5 クリヤラッカ 塗り (C L)  6 アクリル樹脂系 非水分散形 塗料 (N A D)	ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆	[7. 1. 3]	7 耐候性塗料塗り (D P)  7 章 塗 装 改 修 工 事	鉄鋼面耐候性塗料塗り ・A種・B種・C種 上塗り塗料・1級・2級・3級  亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り ・A種・B種・C種  コンクリート面、押出成形セメント板面 ・A-1種・A-2種・B-1種・B-2種・C-1種・C-2種  8 つや有合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (E P - G)  屋内の木部 新規 ※A種・B種・C種 塗替え・A種 ※B種・C種  屋内の亜鉛めっき鋼面 ・A種 ※B種・C種  屋内の亜鉛めっき鋼面 ・A種 ※B種・C種  9 合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (E P)  10 合成樹脂 エマルジョン 模様塗料塗り (E P - T)  11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (U C)  12 ラッカーエナメ ル塗り (L E)  13 木材保護塗料 塗り (W P)	[7. 8. 2] [表7. 8. 1]  [7. 8. 3] [表7. 8. 2]  [7. 8. 4] [表7. 8. 3]  [7. 9. 1] [表7. 9. 1]  [7. 9. 2] [表7. 9. 2]  [7. 9. 3] [表7. 9. 2]  [7. 9. 4] [表7. 9. 3]  [7. 9. 5] [表7. 9. 4]  [7. 10. 1] [表7. 10. 1]  [7. 10. 2] [表7. 10. 2]  [7. 11. 1] [表7. 11. 1]  [7. 12. 1] [表7. 12. 1]  [7. 13. 1] [表7. 13. 1]  [7. 15. 1] [表7. 15. 1]	10 耐震スリット 新設工事  11 免震改修工事  12 制震改修工事	スリット・幅( ) スリット・深さ( ) 耐火材・使用箇所( ) 耐火材・仕様( ) 遮音材・使用箇所( ) 遮音材・仕様( ) 既存撤去部分の補修 ※撤去材と同一材で補修  支承材・減衰材の材質 支承材・減衰材の諸元 製品検査・項目 製品検査・内容 製品検査・判定基準 製品検査・検査頻度 支承材・減衰材の設置・防錆処置 支承材・減衰材の設置位置の寸法許容差 別置きの支承材・減衰材・適用・不適用 別置きの支承材・減衰材・種類 別置きの支承材・減衰材・形状 別置きの支承材・減衰材・寸法 別置きの支承材・減衰材・数量 別置きの支承材・減衰材・設置条件 RC造・SRC造(既存部分)割裂補強筋・適用・不適用 支承材・減衰材の仕上げ 支承材への耐火被覆・適用・不適用 支承材への耐火被覆の仕様 免震エキスピアンションジョイントの仕様 免震エキスピアンションジョイントの工法 検査・項目 検査・数量 維持管理要領・項目 維持管理に必要な計測機器等の設置 維持管理に必要な計測機器等の仕様 既存鉄骨の撤去範囲 既存鉄骨の撤去方法 既存鉄骨の処置 減衰材の材質 減衰材の諸元 性能確認試験の項目 性能確認試験の数量 製品検査・項目 製品検査・内容 製品検査・判定基準 製品検査・検査頻度 減衰材の設置・防錆処置 減衰材の設置位置の寸法許容差 RC造・SRC造(既存部分)割裂補強筋・適用・不適用 S造(既存部分)割裂補強筋・適用・不適用 減衰材設置後の仕上げ 検査・項目 検査・数量 既存杭の撤去範囲 既存杭の撤去方法 既存杭の杭頭部等の処理 既存杭の補強 既存杭の健全性を確認する試験 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・A種・B種・C種・D種 既存部分の撤去等 既存仕上げの撤去範囲 ※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し 既存構造体を露出させる。 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ・監督員と協議 既存構造体の撤去範囲 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 打ち継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面に、 目荒らしを行う。 目荒らしの程度 既存部との取合い部分 割裂補強筋・仕様 工法・流し込み工法・圧入工法 既存構造体と増設壁との取合いの処理方法 既存構造体との取合い 割裂補強筋・仕様 既存構造体との取合い 溶接金網巻き工法・溶接閉鎖フープ巻き工法 コンクリート又はグラウト材・厚さ( ) 打ち込み工法・流し込み工法・圧入工法 鋼板巻き工法及び帶板巻き付け工法 柱頭、柱脚の隙間・設ける・設けない 補強工事後の仕上げ・( ) ひび割れ部の改修工法・樹脂注入工法 柱の隅角部の面取り・大きさ( ) 補強工事後の仕上げ・( ) 木部 ・A種 ※B種 屋内のコンクリート面、モルタル面等 ・A種 ※B種	[8. 25. 2]  [8. 26. 7]  [8. 26. 10]  [8. 26. 13]  [8. 26. 14]  [8. 26. 15]  [8. 26. 16]  [8. 26. 17]  [8. 27. 2]  [8. 27. 4]  [8. 27. 6]  [8. 27. 8]  [8. 27. 9]  [8. 28. 2]  [8. 27. 3]  [9. 1. 1]  [9. 1. 3]  [8. 21. 2]  [8. 21. 3]  [8. 21. 6]  [8. 21. 8]  [8. 21. 9]  [8. 21. 10]  [8. 22. 7]  [8. 22. 9]  [8. 23. 5]  [8. 23. 6]  [8. 23. 7]  [8. 24. 4]  [8. 24. 5]
		3 アスベスト含有 保温材等の処理 ・作業場の隔離 処分 ○埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	[9. 1. 4]  [9. 1. 5]						
		4 アスベスト含有 成形板の除去 既存外壁の処置 既存外壁の仕上材の撤去 ・有り・なし 下地面の清掃 ・有り・なし 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修 ・有り・なし 通気層・有り(厚 mm)・なし 断熱材の施工※断熱材製造所の指定する仕様 建築基準法に基づき定まる風圧力に対した工法 外装材の施工 ・有り・なし 5 外断熱改修工事 断熱材の種類 厚さ mm 外装材の種類( ) 防火性能( ) 既存外壁の処置 既存外壁の仕上材の撤去 ・有り・なし 下地面の清掃 ・有り・なし 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修 ・有り・なし 通気層・有り(厚 mm)・なし 断熱材の施工※断熱材製造所の指定する仕様 建築基準法に基づき定まる風圧力に対した工法 外装材の施工 ・有り・なし	[9. 3. 2]  [9. 3. 3]  [9. 3. 4]  [9. 3. 5]  [9. 3. 6]  [9. 3. 7]  [9. 3. 8]  [9. 3. 9]  [9. 3. 10]  [9. 3. 11]  [9. 3. 12]  [9. 3. 13]  [9. 3. 14]  [9. 3. 15]  [9. 3. 16]  [9. 3. 17]  [9. 3. 18]  [9. 3. 19]  [9. 3. 20]  [9. 3. 21]  [9. 3. 22]  [9. 3. 23]  [9. 3. 24]  [9. 3. 25]  [9. 3. 26]  [9. 3. 27]  [9. 3. 28]  [9. 3. 29]  [9. 3. 30]  [9. 3. 31]  [9. 3. 32]  [9. 3. 33]  [9. 3. 34]  [9. 3. 35]  [9. 3. 36]  [9. 3. 37]  [9. 3. 38]  [9. 3. 39]  						

設計概要

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】
工事場所	東京都江東区東陽6-2-18(林野庁東営宿舎1号棟)内
工事概要	○建築工事 洗面室:床改修、便所:壁改修、浴室:天井改修
	○機械設備工事
	給排水衛生設備改修
工期	契約確定の日から令和 年 月 日まで

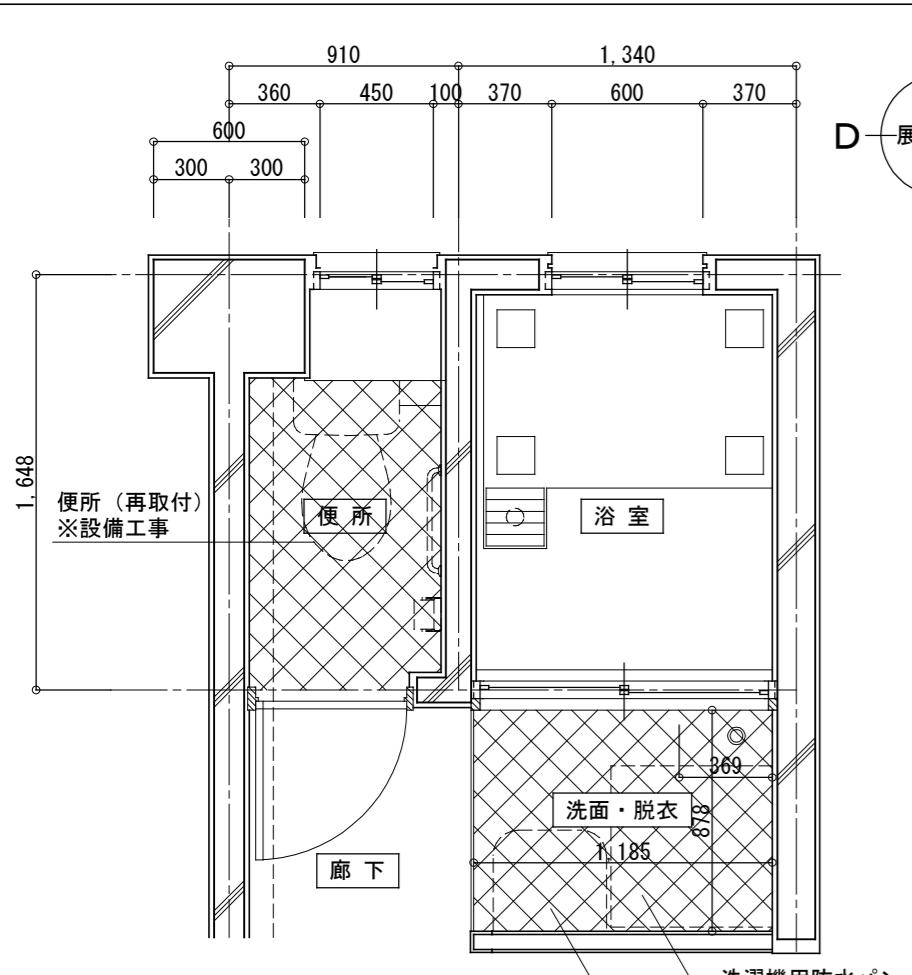




改修範囲  
 - ■ 便所 : 床・壁改修  
 - ■ 洗面脱衣 : 床改修  
 - □ 浴室 : 天井改修

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】	
図面名称	改修範囲平面図	
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 緯尺	1 : 200
福利厚生施設營繕班宿舎第2係	図面番号	A-05 ( 20 枚の内)

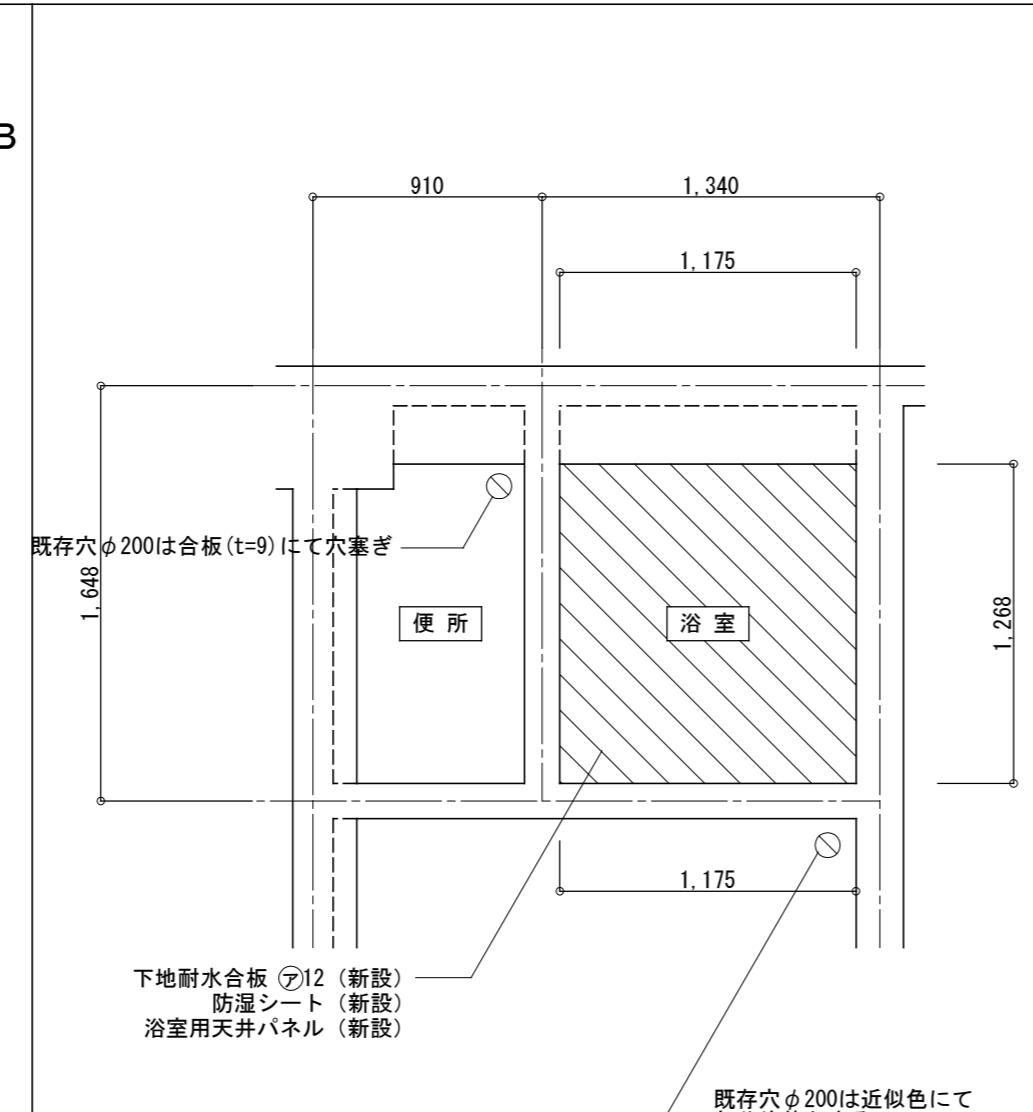
改修



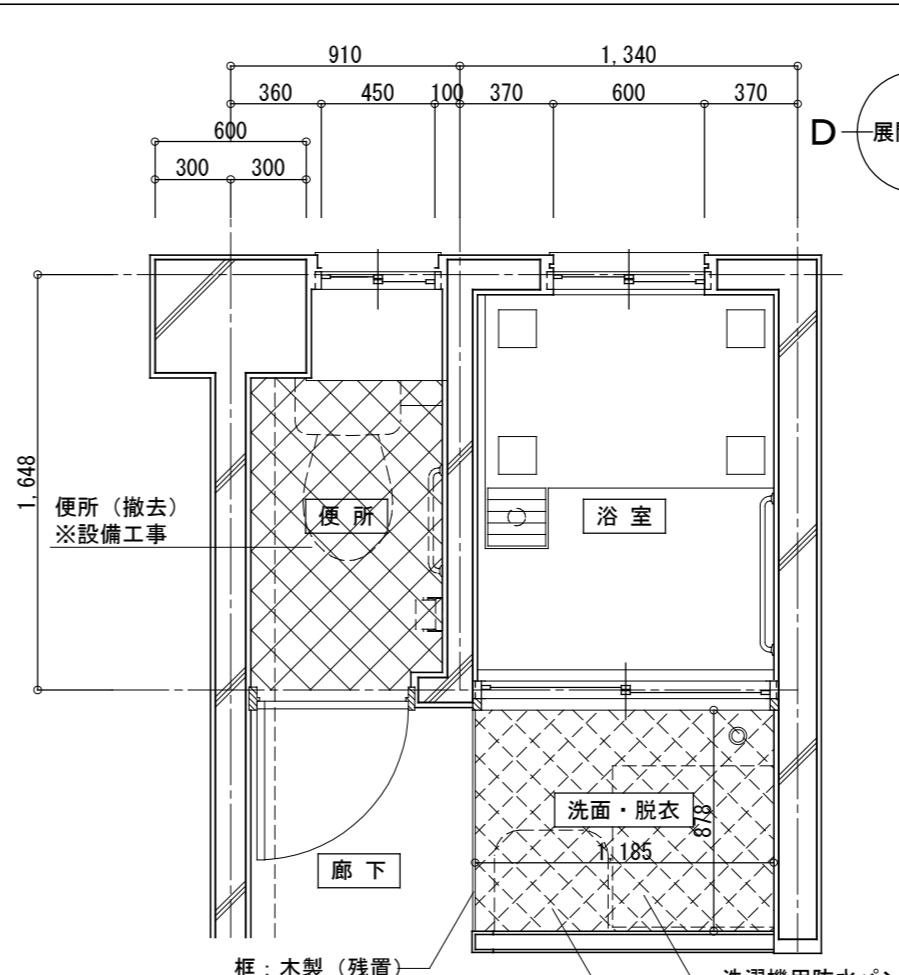
 便所床 : CFシート貼 t=1.8 (新設)  
捨貼合板 t=12 (新設)

注記  
※巾木、CF周囲取合いはシールを行うこと。  
※既存管貫通穴の穴埋めは設備工事。下地調整は建築工事に含むこと。  
※工事が複数日となる場合、夜間は仮使用ができるよう仮復旧すること。

平面詳細図 S=1:30

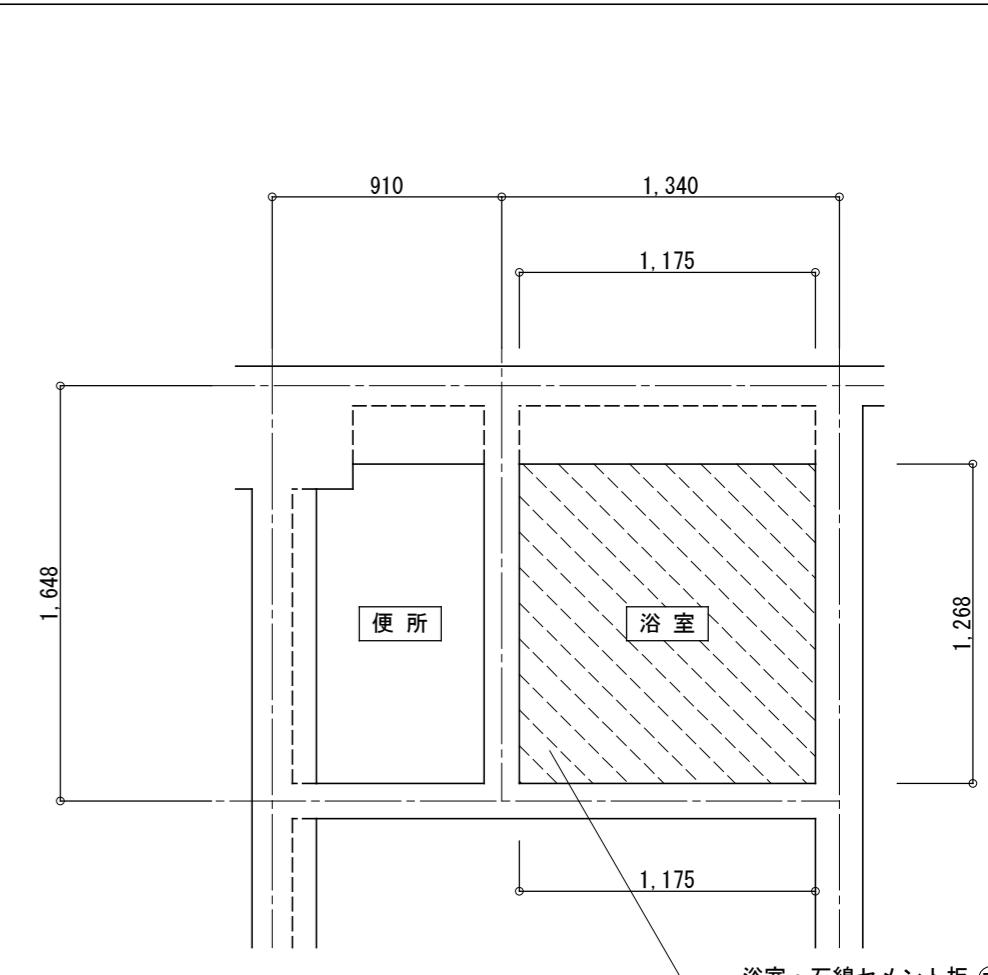


天井伏図 S=1:30



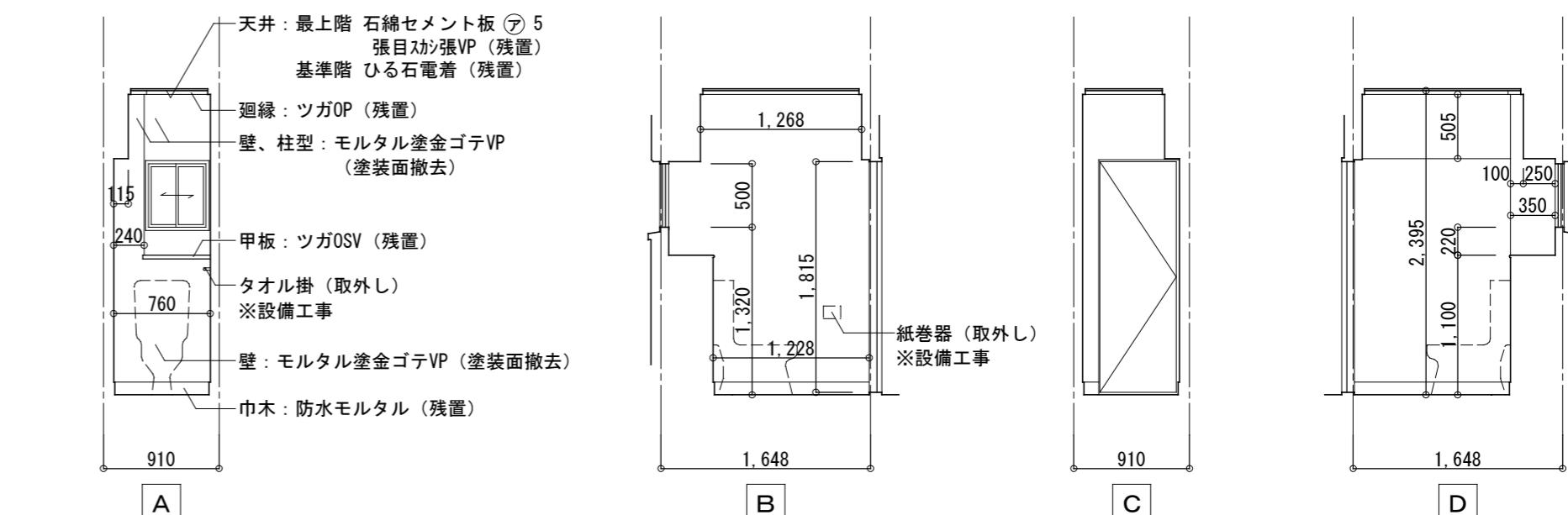
床 : CFシート貼 t=1.8 (撤去) 捨貼合板 t=12 (撤去)		床 : CFシート貼 t=1.8 (撤去) 捨貼合板 t=12 (撤去) 下地合板 t=12 (撤去) 大引50×35@900 (撤去) 根太50×35@303 (撤去)
---	--	---

平面詳細図 S=1:30

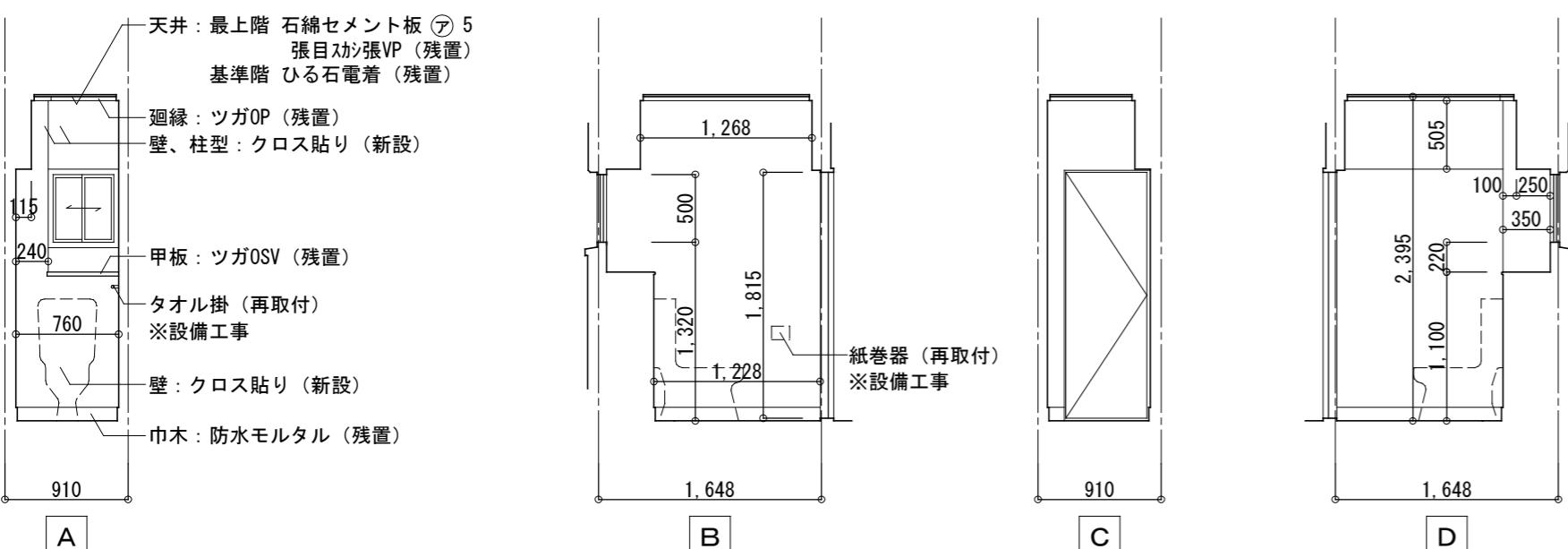


— 浴室：石綿セメント板 ② 5  
　　張目スガシ張VP（撤去）  
　　野縁36x40@450（撤去）

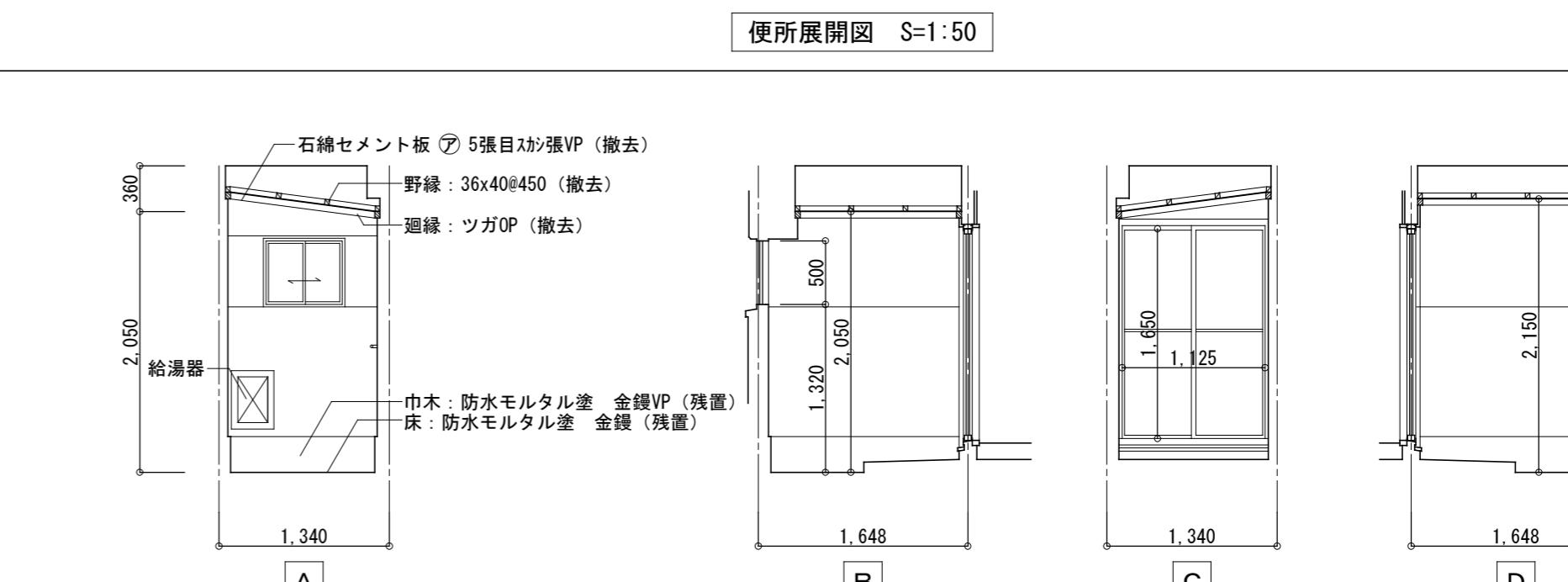
天井伏図 S=1:30



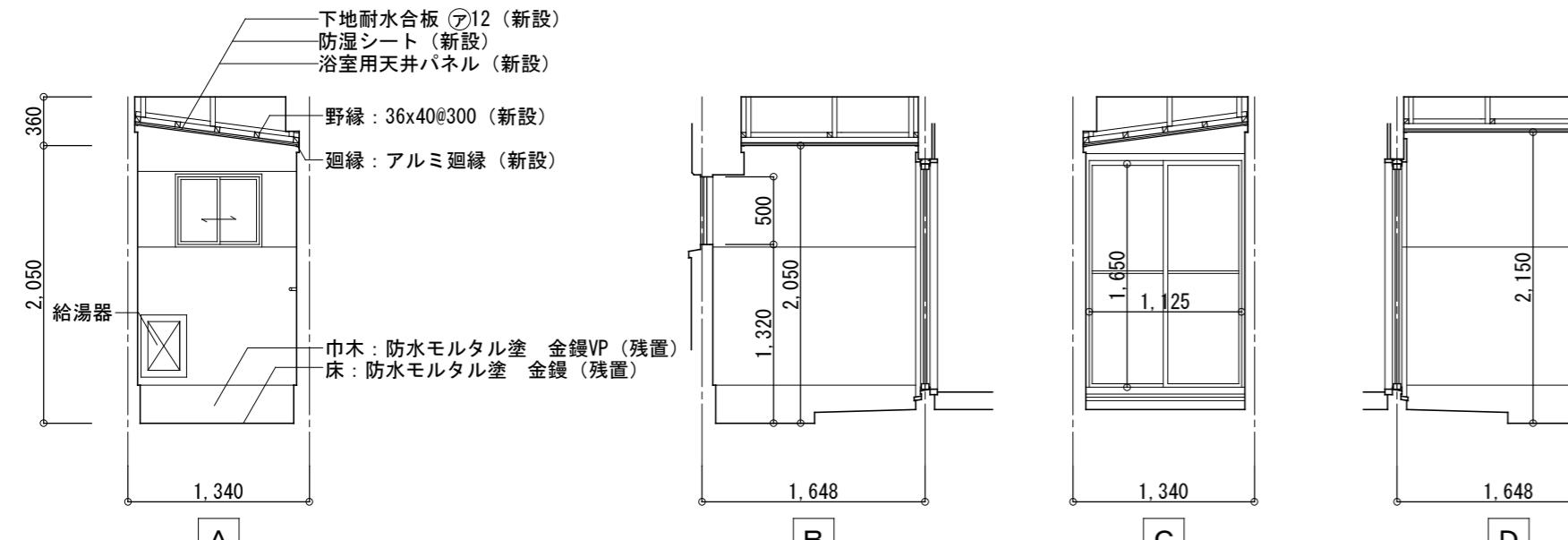
便所展開図 S=1:50



便所展開図 S=1:50

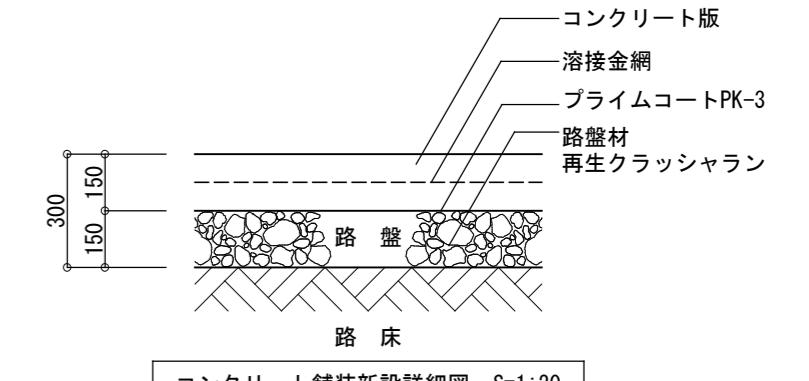
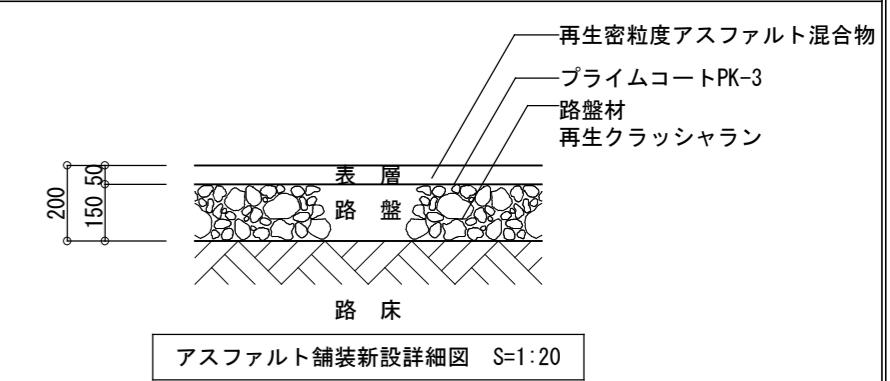
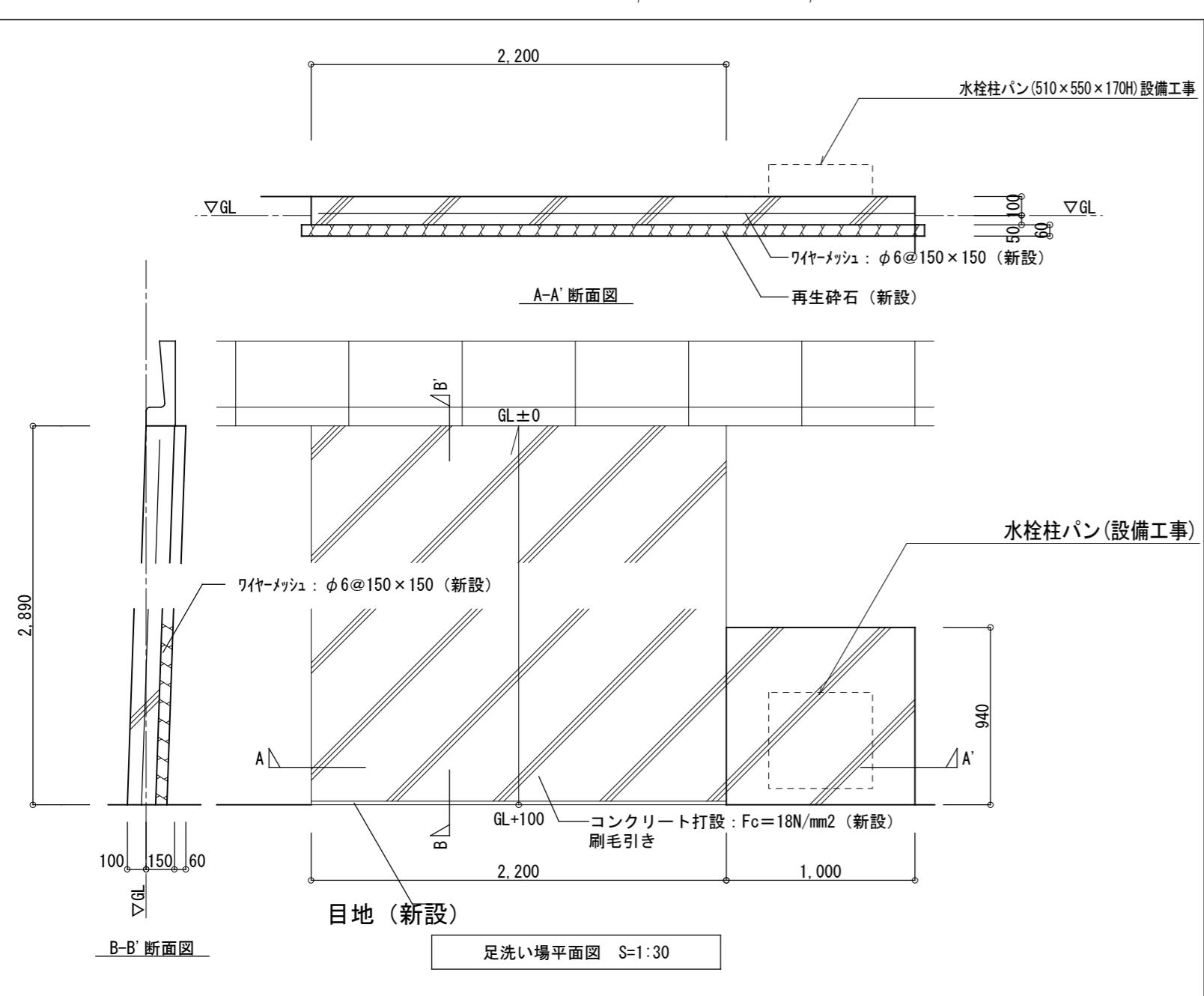
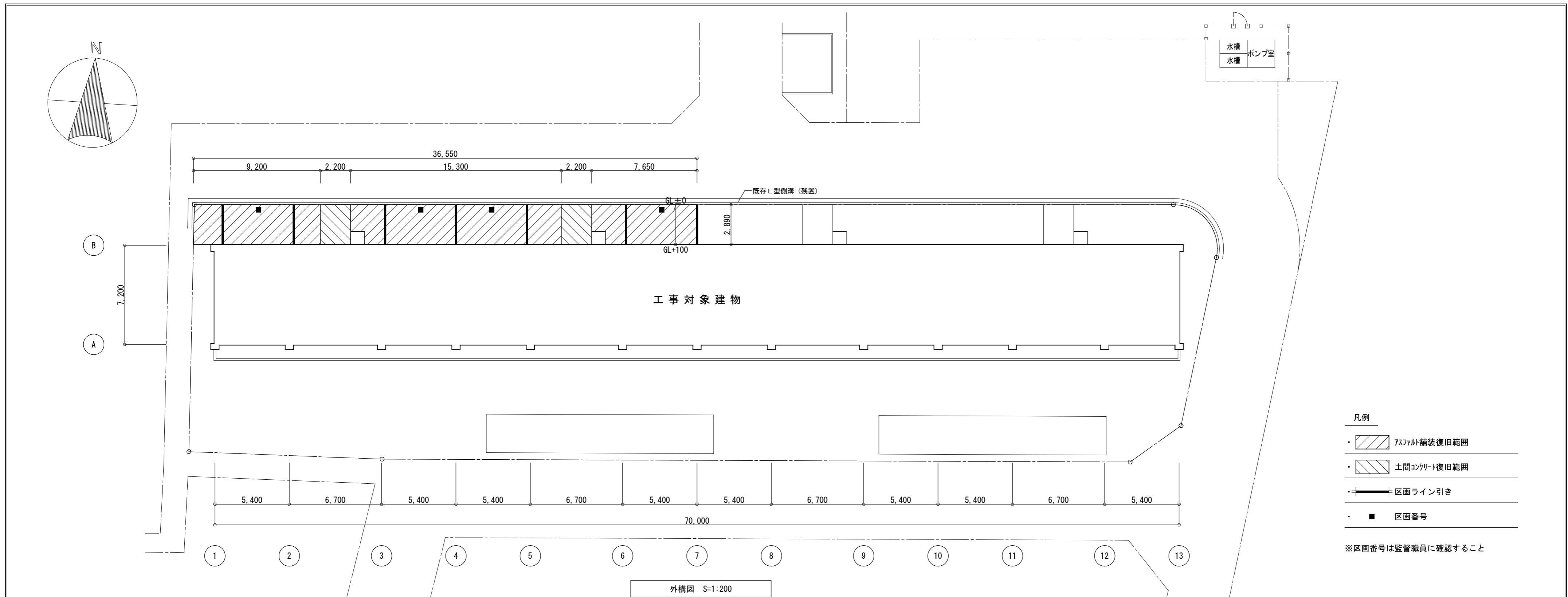


浴室展開図 S=1:50



浴室展開図 S=1:50

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】	
図面名称	平面詳細図・天井伏図・展開図(改修・撤去)	
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A2縮尺	1:50, 1:30
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	A-06(20枚の内)



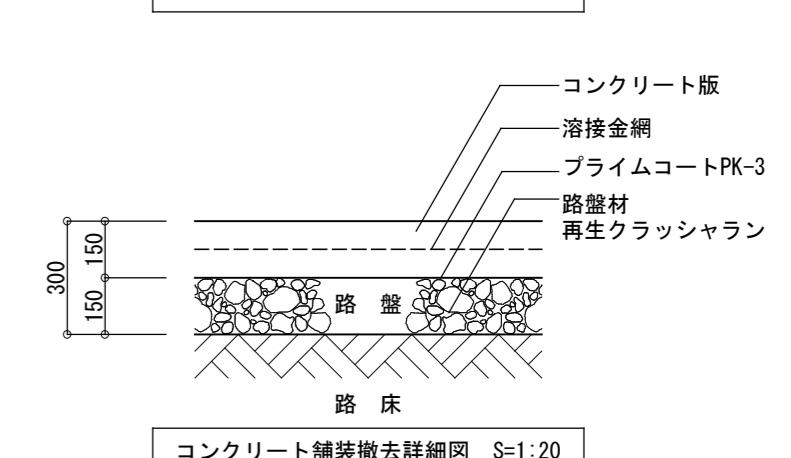
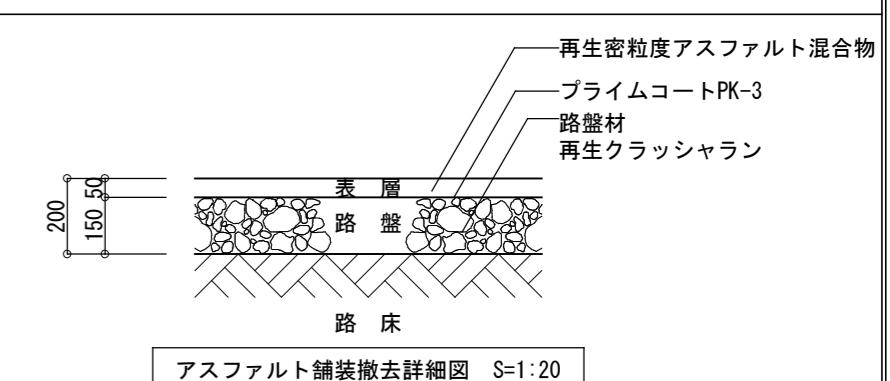
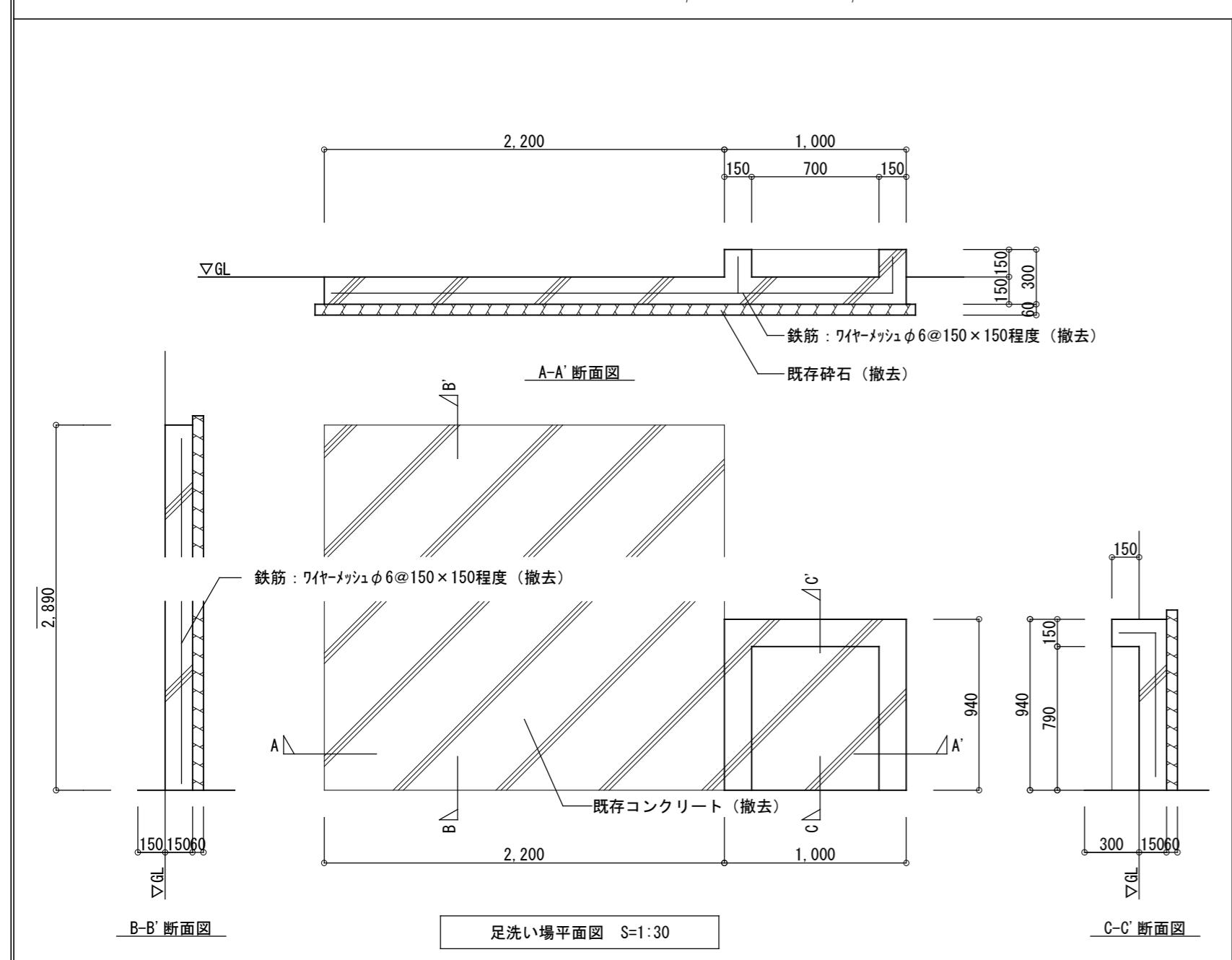
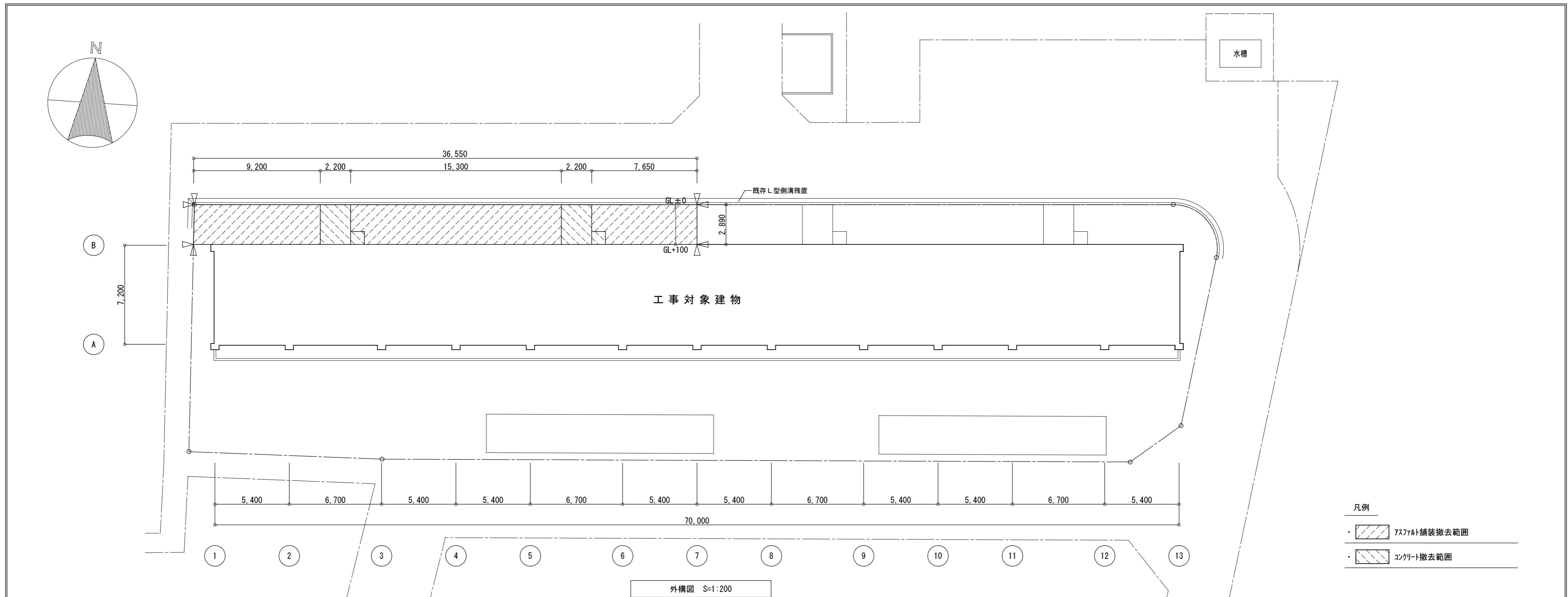
補足事項

※騒音・粉塵等を伴う工事を行う際には、散水や防音パネルによる対策を探ること。

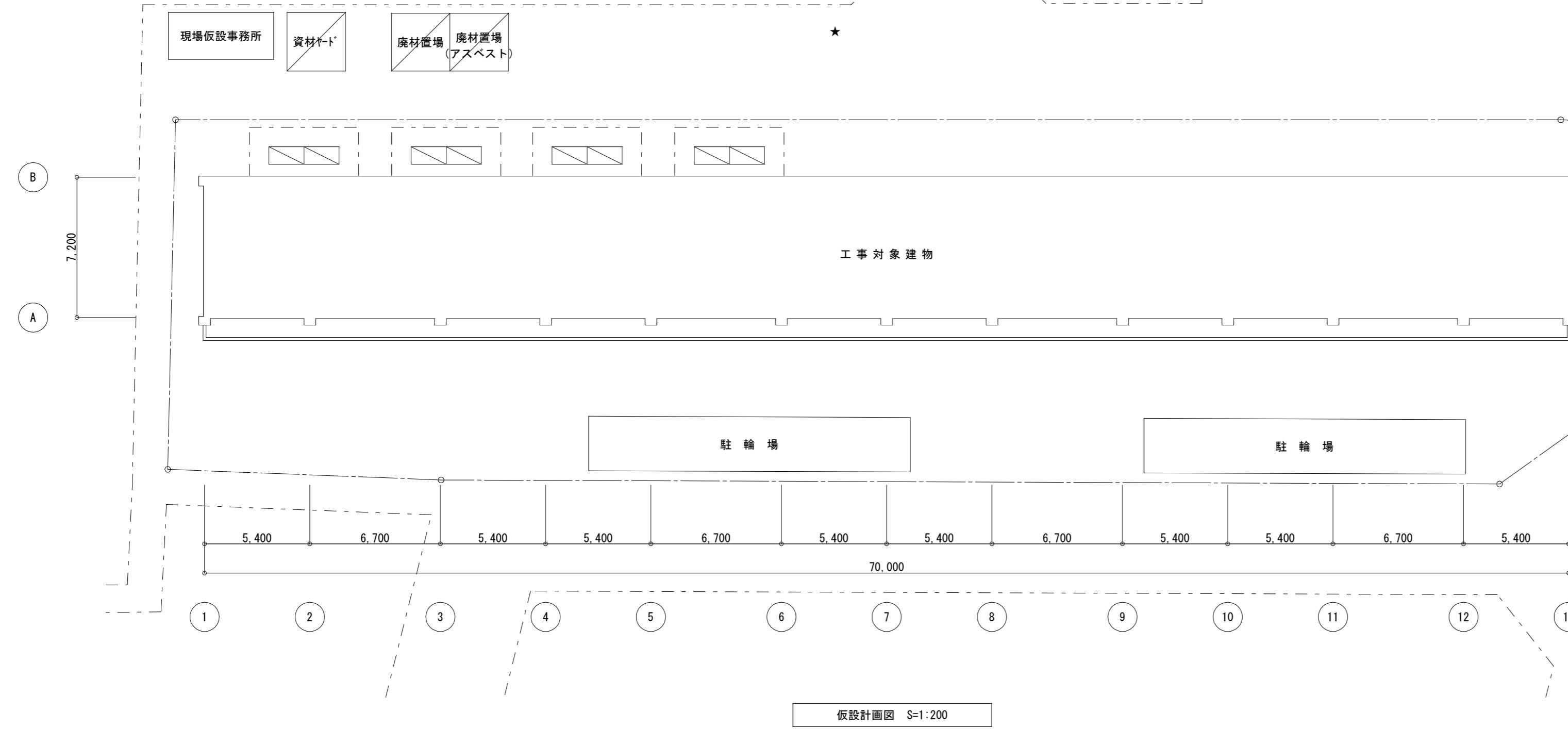
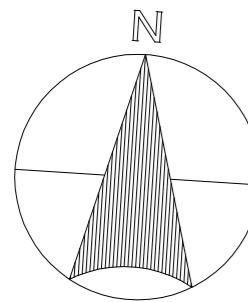
※使用材料 新設鉄筋：D16以下 SD295A、D19以上 SD345

※使用材料 新設コンクリート強度 $f_c=18N/mm^2$

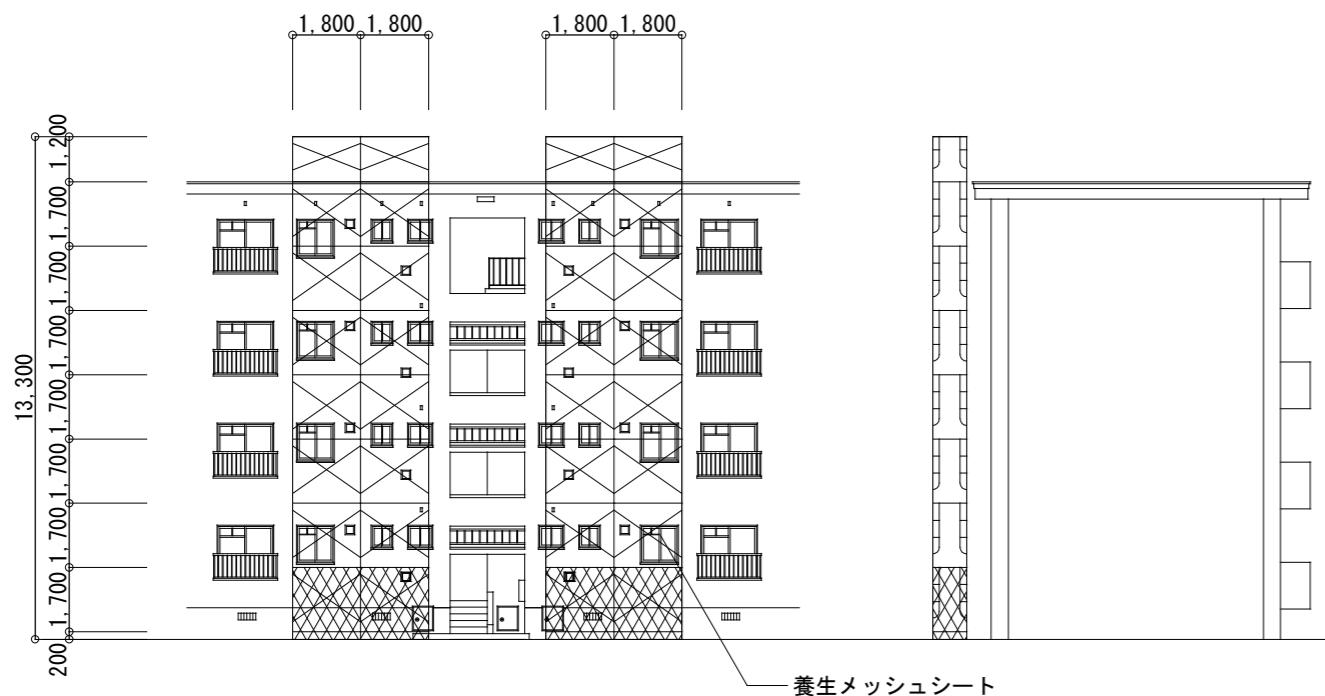
工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	外構図・雑詳細図(改修)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A2縮尺	1:200, 1:30, 1:20	
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	A-07( 20 枚の内)	



工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	外構図・雑詳細図 (撤去)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 線尺	1 : 200, 1 : 30, 1 : 20	
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	A-08 ( 20 枚の内)	



仮設計画図 S=1:200



■凡例	
表示	内容
	養生メッシュシート
	養生金網

■ 留意事項

- ・足場・工事用仮囲い等の設置にあたっては監督職員と十分に打合せを行う事とする。
  - また、仮設図等に明記された以外においても安全管理上必要と認められた場合は、速やかに対応する事。
  - ・作業通路、施設内は常に整理・整頓を心掛ける事とする。
  - ・工事車輌や作業者の出入時は、ガードマンの誘導に従い住民や近隣住人等に十分注意して横断する事。
  - ・安全管理は確実に行う事。
  - ・道路使用時は各所管庁へ届出する事。
  - ・撤去した不定形耐火材、繊維強化セメント板等の廃棄物を現場で一時保管するときは、常に湿潤状態にして全体をシート等で覆うなど、石綿が飛散しないような措置を講ずること。
  - ・一時保管場所は一定の場所を指定し、見やすい位置に掲示板を設置すること。
  - ・一時保管場所は管理責任者が管理すること。
  - ・産業廃棄物の許可業者(収集運搬・処分)に処理を委託する。委託契約の際には非飛散性アスベスト廃棄物であることを明記すること。
  - ・「非飛散性アスベスト廃棄物」を運搬するときは、他の廃棄物と混載せず、産業廃棄物の処理施設に直送する。
  - ・「非飛散性アスベスト廃棄物」搬出に際しては「建設系廃棄物マニフェスト」を使用し、「産業廃棄物の種類欄の余白に「非飛散性アスベスト廃棄物」である旨を記載し、作業所(工事事務所等)で所定の帳票を保管する。

## ■既存壁・床の養生について

共用部	既存部分（床）	ビニルシート等
	既存部分（壁）	コーナーガード
専有部	既存部分（床）	養生板
	既存部分（壁）	コーナーガード、ラベニア

- ・既存家具等の養生 ビニルシート等
  - ・共用部及び専有部は上記の養生を行い、工事完了時には養生撤去の上、備品の復旧を行う事。
  - ・使用前の現状確認を十分に行い、事前に破損等の確認を行うこと。確認後は写真報告を監理者、発注者に行った上で養生を着手すること。
  - ・養生不十分による汚れ、破損が認められた場合、請負者で清掃及び修繕を行うこと。

※工事完了後に上記が確認された場合の追加、清算は行わないものとする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】	
図面名称	仮設計画図	
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A2縮尺	1:200
福利厚生室施設當緒班宿舎第2係	図面番号	A-09(20枚の内)

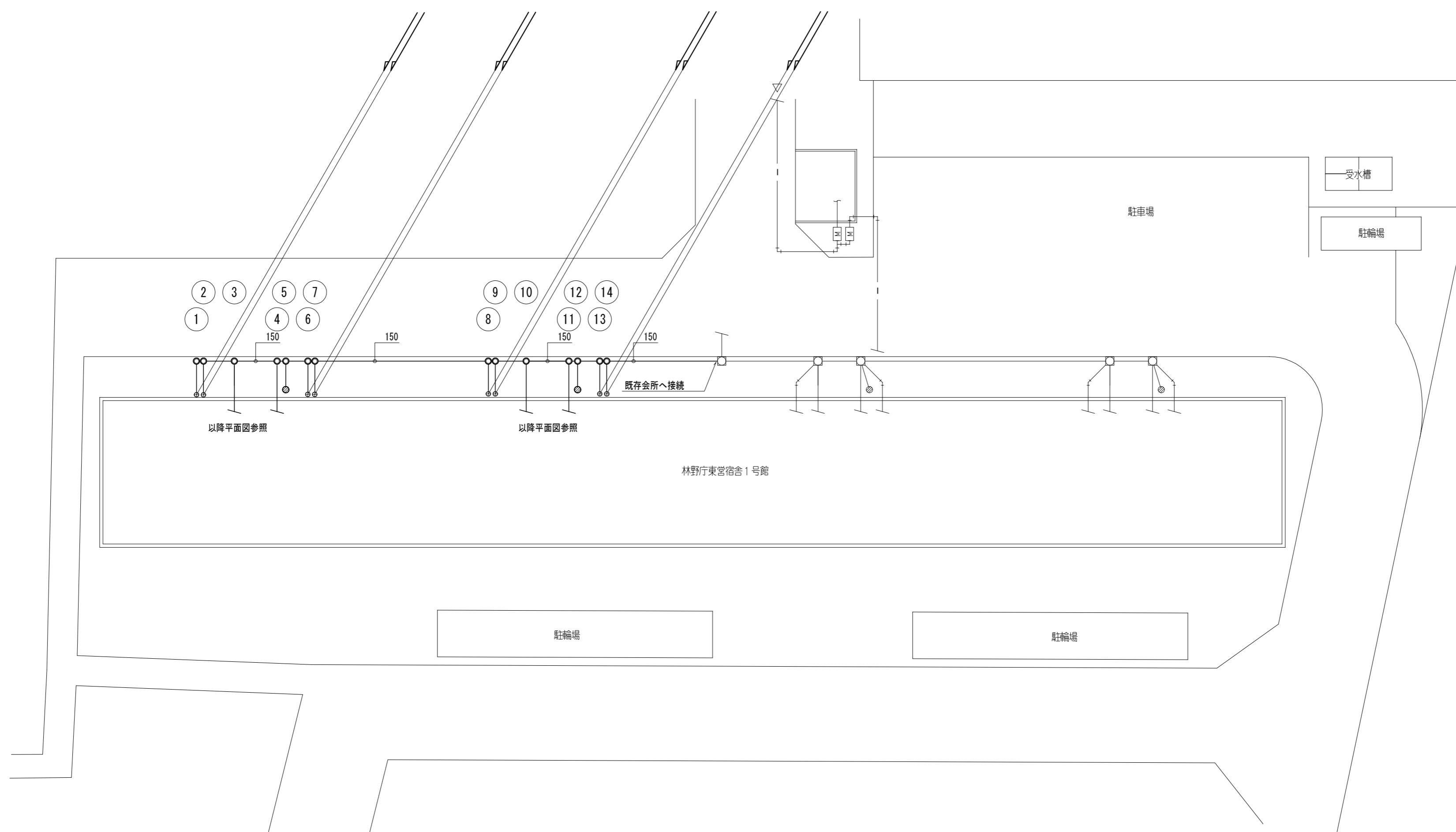
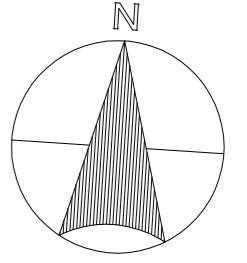
林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】(機械設備工事)											
I 設計概要											
1 工事場所	東京都江東区東陽6-2-18										
II 工事種目											
建物及び屋外	宿舎	外部									
衛生器具設備工事	○ 改修										
給水設備工事	○ 改修	○ 改修									
排水設備工事	○ 改修	○ 改修									
給湯設備工事	○ 改修										
消火設備工事											
ガス設備工事											
井水設備工事											
じ尿浄化槽設備工事											
熱源機器設備工事											
空調機器設備工事											
配管設備工事											
ダクト設備工事											
換気設備工事											
排煙設備工事											
自動制御設備工事											
撤去工事	○ 改修	○ 改修									
III 項目 特記事項											
①適用基準等	(○工事写真の撮り方 (改訂版) 建築設備編 (国土交通大臣官房官房常総部監修))										
②機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受けること。										
3 電気保安技術者	・適用する ※適用しない										
4 技能士	※適用する ・適用しない										
1級耐火構造施工技能士	1級耐火構造施工技能士										
1級冷凍空気調和機器施工技能士	1級建築板金技能士										
⑤発生材の処理等	(○外壁出遁切削処理 (マニュフェスト等を提出する)) (1. 1. 13)										
⑥完成図等	(○縦表紙A3版 (黒文字) 1部) (○黒表紙A3版 (金文字) 3部) (○電子媒体 DXF, JWW CD-R 1枚とする。ウィルススキャン実行すること。)										
⑦完成写真	下記のものを監督員に提出する。 分類・規格 撮影箇所数 部数 原版の大きさ (mm) ・モノクローム ※キャビネ判 外部 ( ) 内部 ( ) ※100×125以上 ・カラー ※キャビネ判 外部 (3) 内部 (20) ※2 6 100×125以上 ・カラー全紙パネル 外部 ( ) 内部 ( ) ※1 ・カラースライド 外部 ( ) 内部 ( ) ※1 ※24×36以上										
⑧施工計画書	※作成する										
⑨施工図面	施工に当たっては、現場着工前に必ず施工詳細図を作成して、監督員の承認を受けた後に施工する。万一設計図面について疑義あるときは必ず事前に監督員と打合せをしてその指示に従う。										
⑩使用材料	本工事に使用する諸材料並びに製作品は、諸取締規則並びに J I S 規格のあるものは各々それに合格した品質優良な新品とし、見本品、または製作詳細図を提出し、監督員の承認を受けてから、正式に発注、製作に着手する。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく特定調達については積極的に使用すること。(工事完了後書面にて提出すること。)										
II 制作品検査	使用諸製品の完成に際しては、性能試験はもちろんのこと、形状・色彩についても細部にわたる検査を行い、それに合格したのち現場へ搬入する。監督員の指示のある場合は立会検査を行う。										
⑫条件明示項目	建築工事に準ずる。										

熱源機器設備	①大便器	・フラッシュ弁 (※ パキームブレーカー付 ) ・節水型 ○洗浄タンク (※ 防露型・分離型・密閉型 )	1 熱源機器	・燃料 (都市ガス・電気・灯油・特 A 重油・A 重油) 機種・直済吸収式冷温水機 ・レンジボンバー (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・真空温水機・鋼板・セクショナル・煙管ボイラ ・貯流ボイラー・給湯熱源と兼用 (・空調工事・給湯工事) 補機・冷却塔 (・開放型・密閉型) 一式	IV. 使用材料								
	2 小便器	・フラッシュ弁 (・標準型・センサー感知器・一体形) ・洗浄タンク (・標準型・センサー感知器 )		2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	I. 配管材料 (改修)							
3 自動水栓	・電源供給方式 (・A C 電源・発電 )	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	名 称	給 水	排 水	給 水	排 水	ガ 气	冷 温 水	冷 却 水	オ イ ル	
4 身障者用器具	・大便器洗浄弁 (※ 押ボタンセンサー式・一般形 )	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板	S G P (白)	屋内	屋外	引込	汚水	雜排	屋外	火	水	
5 凍結防止	不要・要 (図示による)	1 空調機器	・エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット ・パッケージ型空調機 (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・ルームエアコン	S G P (白)									
6 器具取付高	共通仕様書による・指定あり (図示による)	2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	S G P (白)									
7 陶器の色	カラー・白色	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	S G P (白)									
8 水石けん入れ	品番は、便宜上東陶機器の品番を使用する。	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板	S G P (白)									
9 大便器耐火バー	設ける (ビット内は除く) ・設けない	1 空調機器	・エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット ・パッケージ型空調機 (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・ルームエアコン	S G P (白)									
給水設備	1 給水方式	・水道直接増圧方式 ・加圧給水方式 ・タンクレス給水方式	2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	S G P (白)								
2 配管材料	(図面特記部分は除く)	一般配管 ・塩ビライニング鋼管 (S G P - V A ) ○ビニール管 (H I V P )	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	S G P (白)								
3 地中配管 (屋内)	塩ビライニング鋼管 (S G P - V D ) ○ビニール管 (H I V P )	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板	S G P (白)									
4 地中配管 (屋外)	ポリ粉末鋼管 (S G P - P D , S G P - F P D ) ○ビニール管 (H I V P )	1 空調機器	・エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット ・パッケージ型空調機 (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・ルームエアコン	S G P (白)									
5 管の埋設深さ	一般敷地 ※300mm 構内構内通路 ※600mm	2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	S G P (白)									
6 弁類	水道直結10K その他の部分10K	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	S G P (白)									
7 給水方式	汚水と雑排水 屋内 ※分流式 合流式 ( )	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板	S G P (白)									
8 排水設備	屋外 ※合流式 分流式	1 空調機器	・エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット ・パッケージ型空調機 (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・ルームエアコン	S G P (白)									
9 放流先	ポンプ排水・有り (・汚水・雑排水・汚水・浄化槽 2次側) ・無し ・汚水 (○公共下水道・じ尿浄化槽・側溝・河川・水路)	2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	S G P (白)									
10 排水槽	・雑排水 (○公共下水道・じ尿浄化槽・側溝・河川・水路) ○既設会所)	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	S G P (白)									
11 排水方式	・汚水・雑排水・污水・雨水槽	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板	S G P (白)									
12 放水先	汚水 (○公共下水道・じ尿浄化槽・側溝・河川・水路)	1 空調機器	・エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット ・パッケージ型空調機 (・空冷・水冷・ヒートポンプ・冷房専用) ・ルームエアコン	S G P (白)									
13 排水槽	・汚水槽・雑排水槽・湧水槽・雨水槽	2 防振装置	・製造者標準・スプリングユニット型	S G P (白)									
14 排水設備	汚水槽底勾配は、1/15~1/10以上であることを確認すること。	3 貯油槽	タンク室型・スラブ型 ※遠隔指示油量計	S G P (白)									
15 配管材料	汚水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管) 屋内雑排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	4 煙導	軸体 (・本工事・別途建築工事) ・鋼板・ステンレス鋼板・ビニール板・グラスウール	S G P (白)									
16 保水	屋外汚水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管) 屋外排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	1 空調機器	・低速ダクト・高速ダクト	S G P (白)									
17 水槽	屋内汚水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	2 ダクトの種別	・低速ダクト	S G P (白)									
18 水槽	屋内雑排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	3 ダクトの材質	・鋼板・ステンレス鋼板・ビニール板・グラスウール	S G P (白)									
19 水槽	屋外汚水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	4 水槽	・スパイラル・ビニール管	S G P (白)									
20 水槽	屋外排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	5 水槽	・アルミ製・鋼板製	S G P (白)									
21 水槽	屋外排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼管・耐火二層管・ビニール管)	6 水槽	・遠方操縦型・手動復帰型	S G P (白)									
22 水槽	屋外排水管 (○塩水用硬質塗化ビニルライニング鋼												

## 改修排水桿リスト

記号	仕様	大きさ	実深さ	備考
1	小口径塩ビ樹	200	490	鋳鉄製蓋(T-8)
2	小口径塩ビ樹	200	500	鋳鉄製蓋(T-8)
3	小口径塩ビ樹	200	520	鋳鉄製蓋(T-8)
4	小口径塩ビ樹	200	550	鋳鉄製蓋(T-8)
5	小口径塩ビ樹	200	560	鋳鉄製蓋(T-8)
6	小口径塩ビ樹	200	580	鋳鉄製蓋(T-8)
7	小口径塩ビ樹	200	590	鋳鉄製蓋(T-8)
8	小口径塩ビ樹	200	670	鋳鉄製蓋(T-8)
9	小口径塩ビ樹	200	680	鋳鉄製蓋(T-8)
10	小口径塩ビ樹	200	700	鋳鉄製蓋(T-8)
11	小口径塩ビ樹	200	730	鋳鉄製蓋(T-8)
12	小口径塩ビ樹	200	740	鋳鉄製蓋(T-8)
13	小口径塩ビ樹	200	770	鋳鉄製蓋(T-8)
14	小口径塩ビ樹	200	780	鋳鉄製蓋(T-8)

※樹深さは参考値とし、施工までに現地確認の上、工事を行うこと。



(注記) 1. 図中、細線および( )は工事対象外を示す。

2. 挖削に伴う舗装仕上げ復旧は建築工事とする。
3. — (細線)・・・は工事対象外とする。
4. — (太線)・・・は工事対象とする。

工事名称 林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】

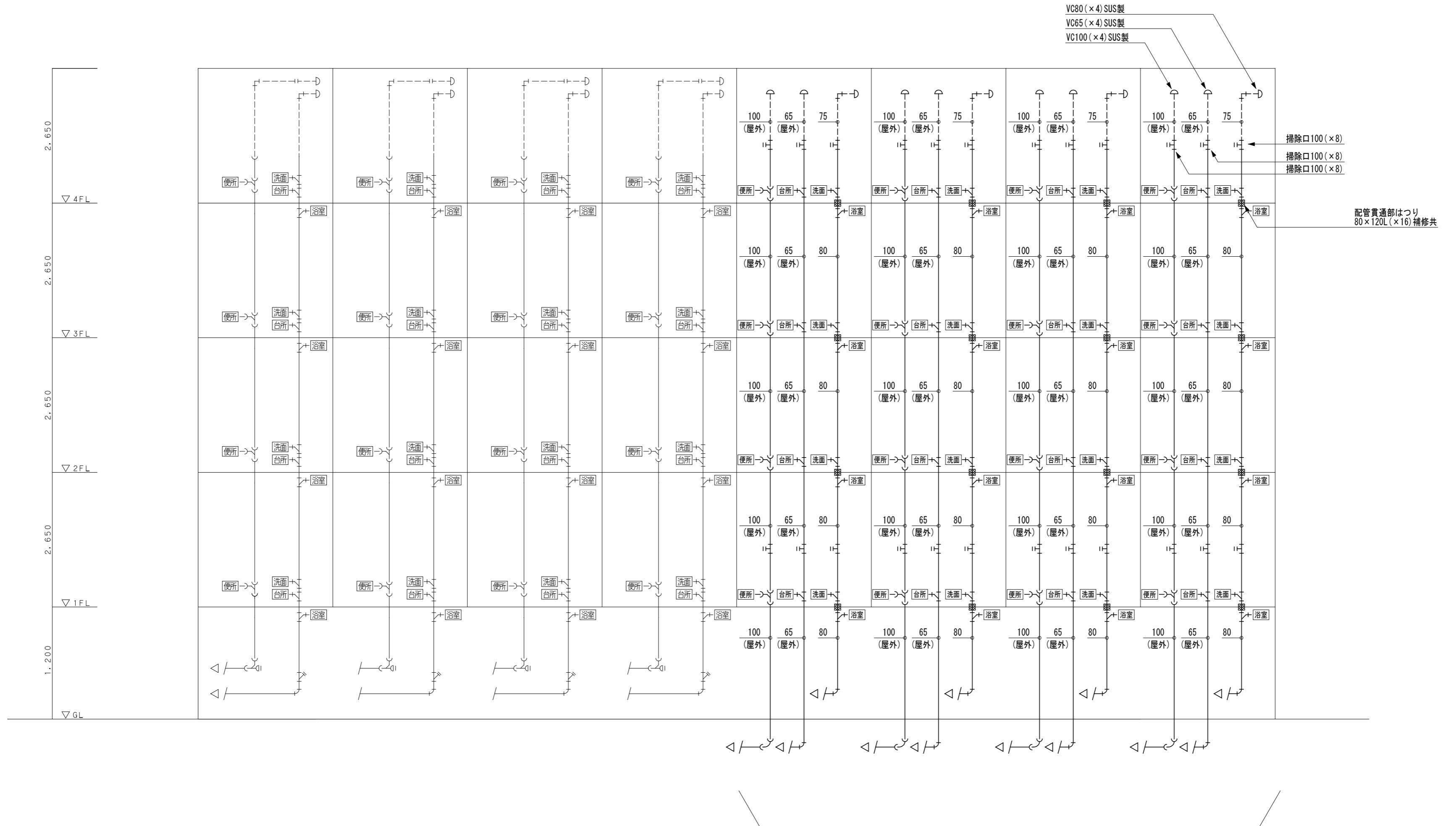
図面名称 衛生設備 配置図(改修)

農林水産省林野庁国有林野部管理課

A 2 線尺 1 : 200

福利厚生室施設営繕班宿舎第2係

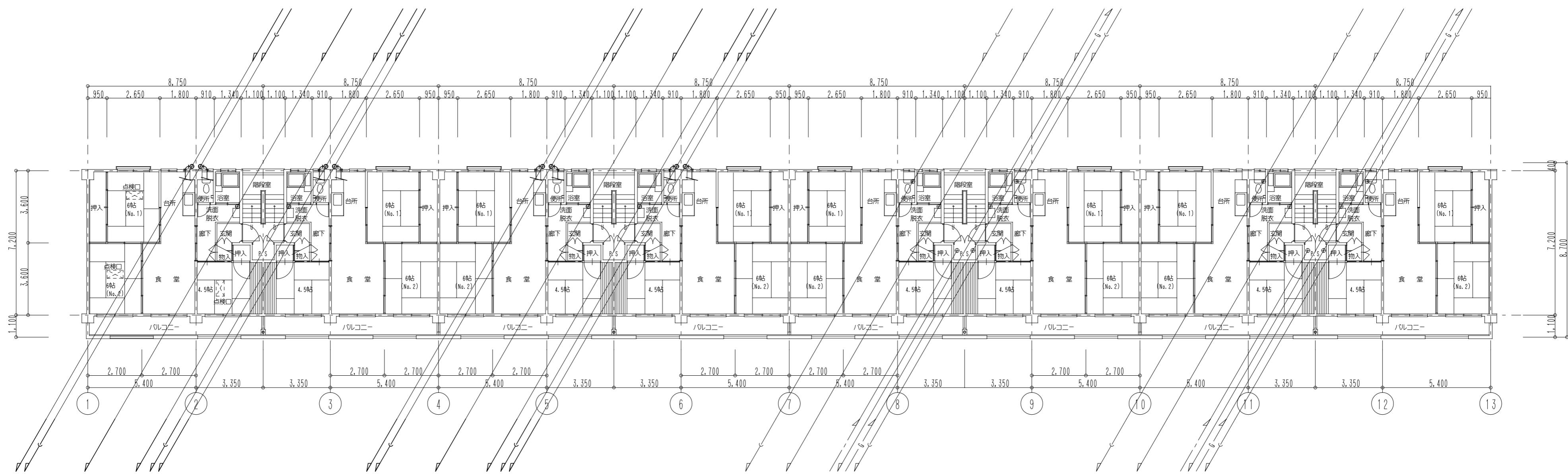
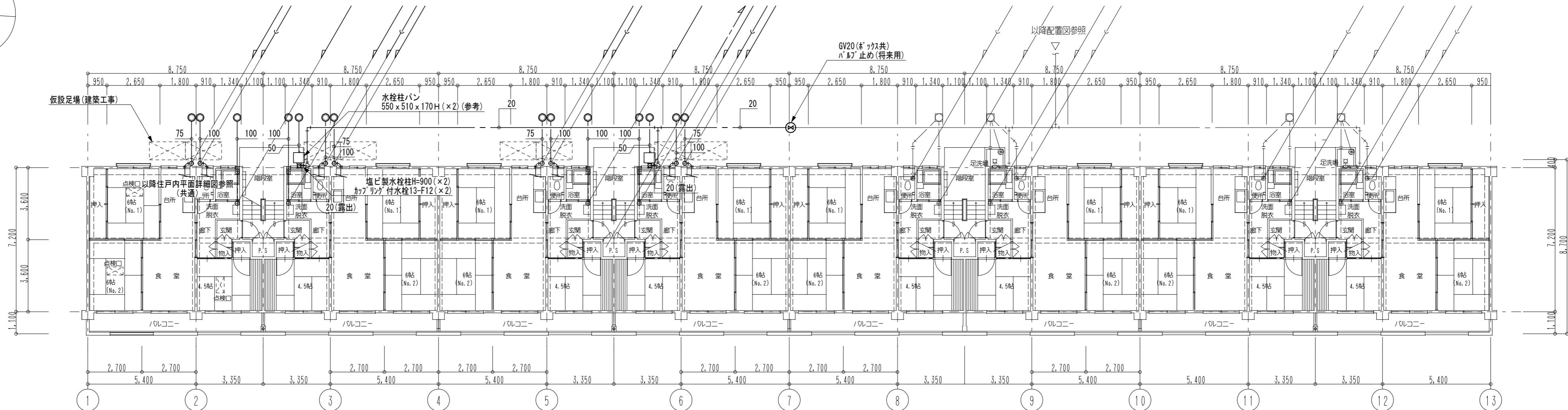
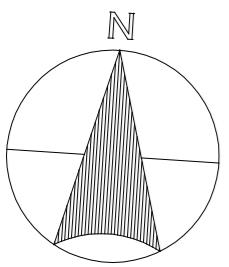
図面番号 M-02 ( 20 枚の内)



今回改修範囲

(注記) 1. 住戸内の見掛けり部及び屋外露出排水管は塗装仕上げとする。  
2. \_\_\_\_\_(細線) ·····は工事対象外とする。  
3. \_\_\_\_\_(太線) ·····は工事対象とする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	排水設備 系統図(改修)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2縮尺	—	—
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	M-03	( 20 枚の内)



(注記) 1. 図中、細線および( )は工事対象外を示す。

2. 図中 ▲ は既設配管との接続を示す。

3. 図中 は配管貫通部穴埋め補修箇所を示す。

4. 配管立管口径は系統図参照のこと。

5. — (細線) ······ は工事対象外とする。

6. — (太線) ······ は工事対象とする。

工事名称 林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】

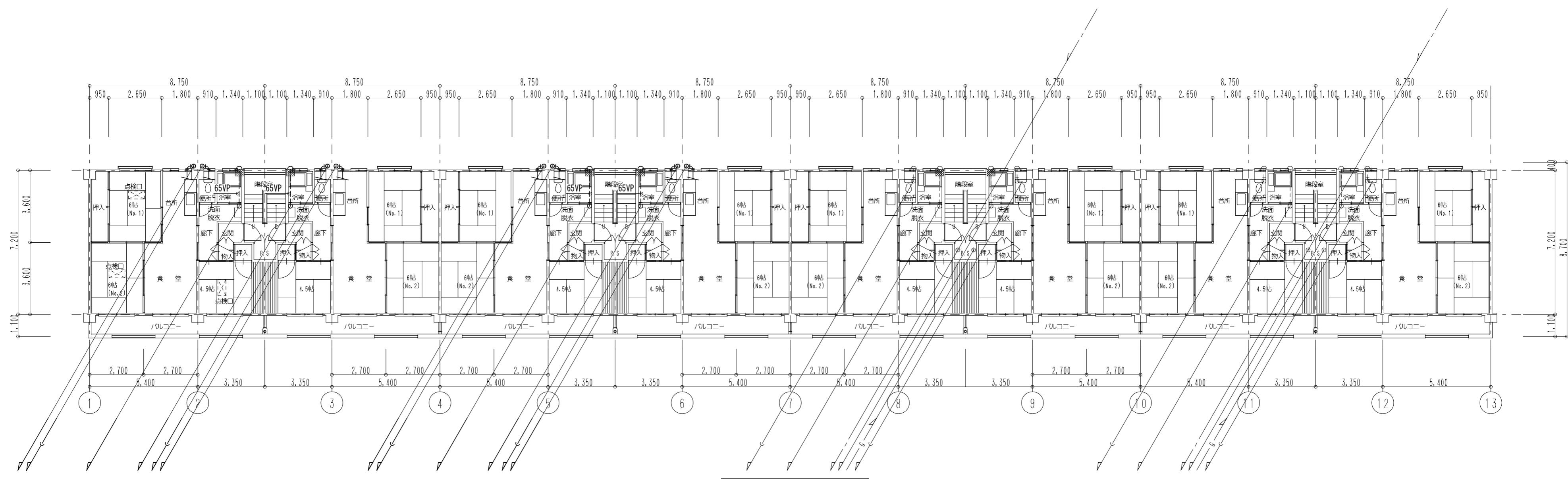
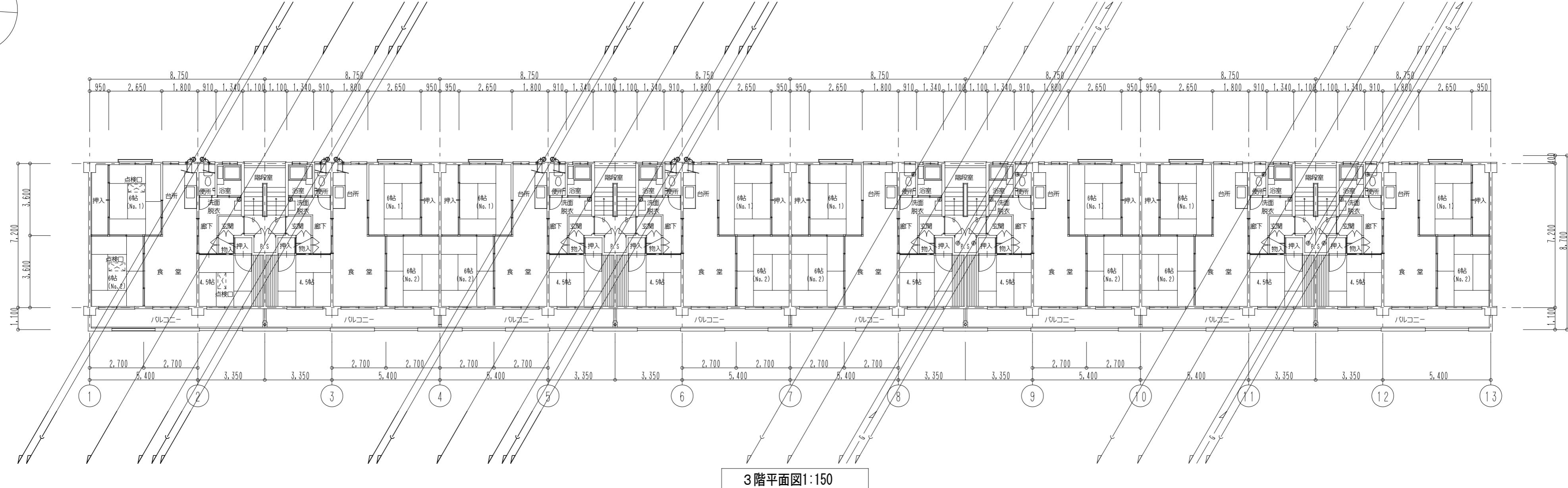
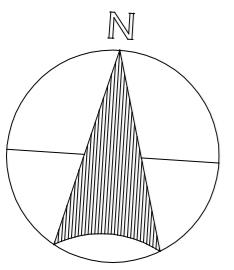
図面名称 衛生設備 1・2階平面図(改修)

農林水産省林野庁国有林野部管理課

A2縮尺 1 : 150

福利厚生施設營繕班宿舎第2係

図面番号 M-04 ( 20 枚の内)



(注記) 1. 図中 は配管貫通部穴埋め補修箇所を示す。

2. 配管立管口径は系統図参照のこと。

3. は工事対象とする。

4. は工事対象とする。

工事名称 林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】

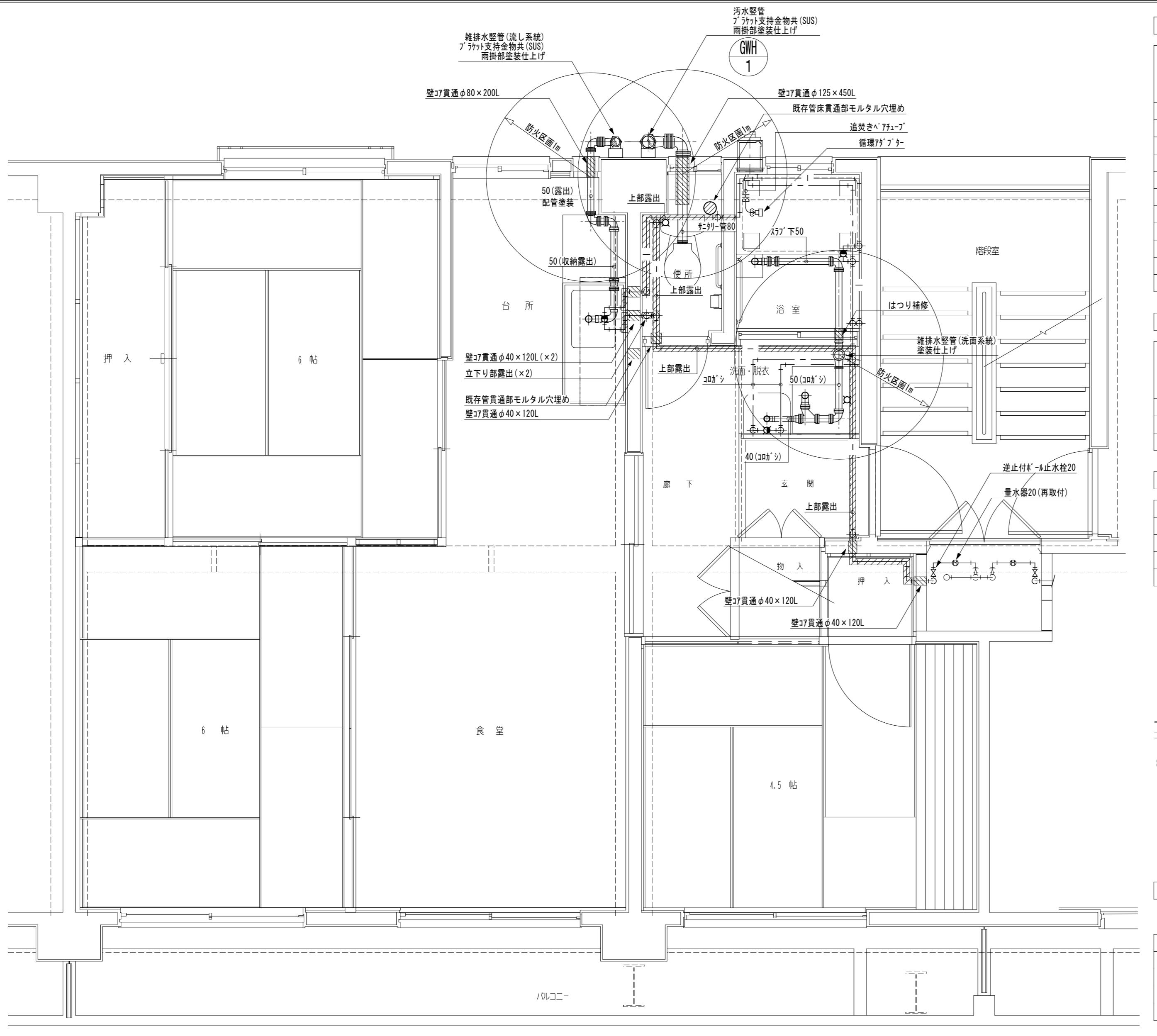
図面名称 衛生設備 3・4階平面図(改修)

農林水産省林野庁国有林野部管理課

A2縮尺 1:150

福利厚生施設營繕班宿舎第2係

図面番号 M-05 ( 20 枚の内)



衛生器具表

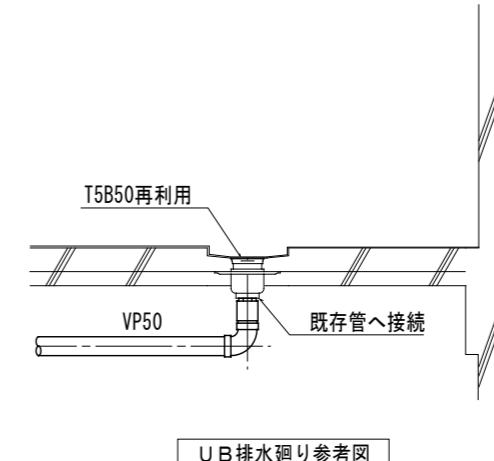
名 称	参考品番	仕 様	1階住戸	2階住戸	3階住戸	4階住戸	合 計	備 考
洋風大便器	タク式 洗浄便座	4 4 4 4					1 6 (再取付)	
紙巻器	樹脂製	4 4 4 4					1 6 (再取付)	
手すり(洋風便器用)	SUS製 L400	4 4 4 4					1 6 (再取付)	
洗面化粧台		4 4 4 4					1 6 (再取付)	
洗濯機パン	640×640 ドラッグ付	4 4 4 4					1 6 (再取付)	
洗濯機水栓	TW11R		4 4 4 4				1 6	
混合水栓(洗面用)	SF-7130	2ハンドル	4 4 4 4				1 6	
混合水栓(流し用)	TKJ20AAU	2ハンドル	4 4 4 4				1 6	

機 器 表

記 号	機器名称	仕 様	1階住戸	2階住戸	3階住戸	4階住戸	合 計	備 考
GWH-1	ガス給湯器	屋外設置(外壁貫通形) 強制排気式 能力: 16号 (リモコン共) 都市ガス 34.9kW(給湯) 9.9kW(追焚き)	4 4 4 4				1 6 (既存再利用)	

凡 例

名 称	図示記号	使用材	備 考
給水管	— — —	HIVP(水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管)	全て口径20A
給湯管	—   —	SUS(オシレス鋼管)	全て口径20A
雑排水管	— ■ —	DVLP(排水用硬質塩化ビニロイニング鋼管)、※区画貫通1m以降はVP(硬質塩化ビニール管)	見掛けり塗装仕上げ
汚水管	— ■ —	DVLP(排水用硬質塩化ビニロイニング鋼管)	見掛けり塗装仕上げ



専有部工程(参考)

専有部内の工事工程は下記を参考とすること。極力工期の短縮が図れる工程とすること。  
※着手前の事前調査を必ず行うこととする。

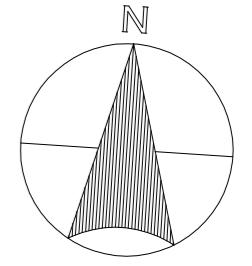
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
・浴室天井材撤去 (アスベスト材) ・建築撤去工事	・コア貫通工事 ・給水配管工事 ・給湯配管工事	・排水管工事	・下地復旧工事	・内装仕上復旧工事	・予備日

- (注記) 1. 図中 は露出配管+リフォームダクト配管を示す。  
2. 新設ダイヤ貫通部は鉄筋探査試験(非破壊試験)を行い、鉄筋切断を避けること。  
3. 洗濯バッハ及び洋風便器はその日の作業終了後に仮復旧を行い、翌日の工事開始まで居住者が使用出来るように計画すること。  
4. システムバスの水栓類の接続は建築工事とする。  
5. 図中 は壁コア貫通箇所または、はつり部補修箇所を示す。

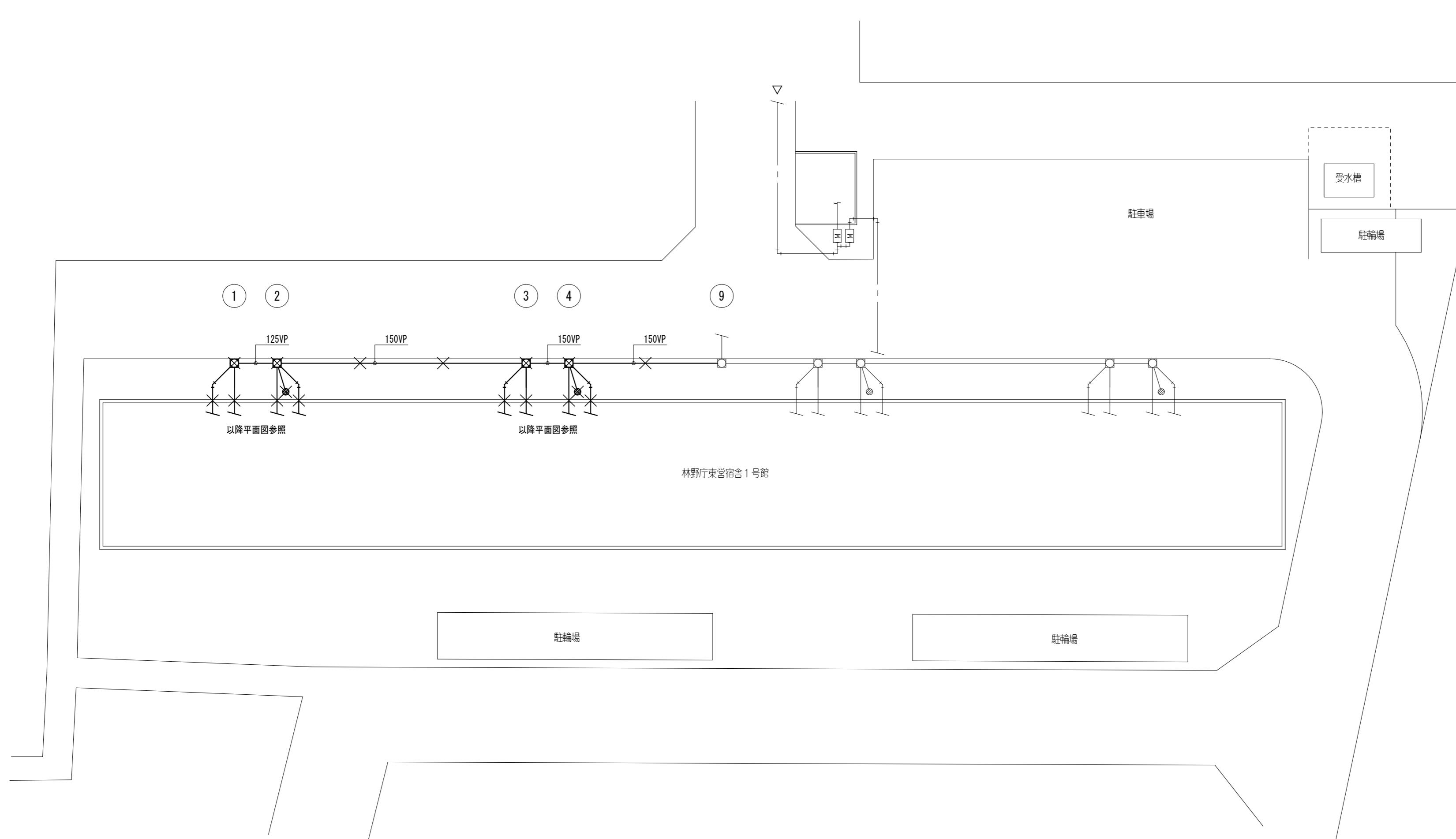
工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	衛生設備 住戸内平面詳細図(改修)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2縮尺	1 : 30	
福利厚生施設営繕班宿舎第2係	図面番号	M-06 ( 20 枚の内)	

## 排水樹リスト(撤去)

記号	仕様	大きさ	深さ	備考
1	RC製インパート樹	400φ	520	
2	RC製インパート樹	400φ	550	
3	RC製インパート樹	400φ	700	
4	RC製インパート樹	400φ	730	
9	RC製インパート樹	600φ	880	残置



※樹深さは参考値とし、施工までに現地確認の上、作業を行うこと。



(注記) 1. 図中 ~~×××~~ は撤去配管を示す。

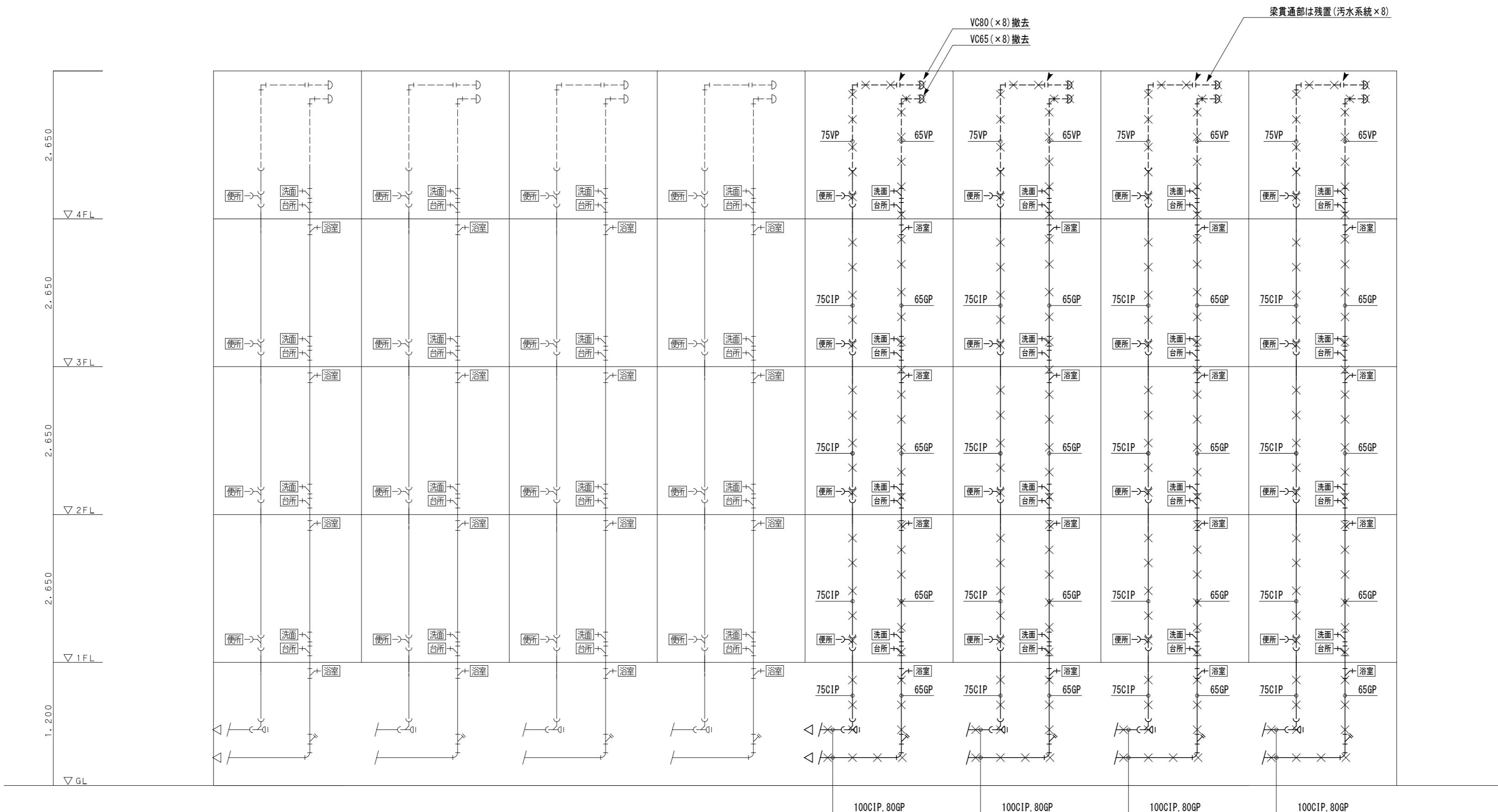
2. 図中 ~~—~~ (細線) は工事対象外を示す。

3. 図中 ▲ は既設配管切断を示す。

4. 図示無き不要配管も全て撤去とする。但し、土中配管は放棄とする。

5. 新設工事に影響のある不要配管は撤去とする。

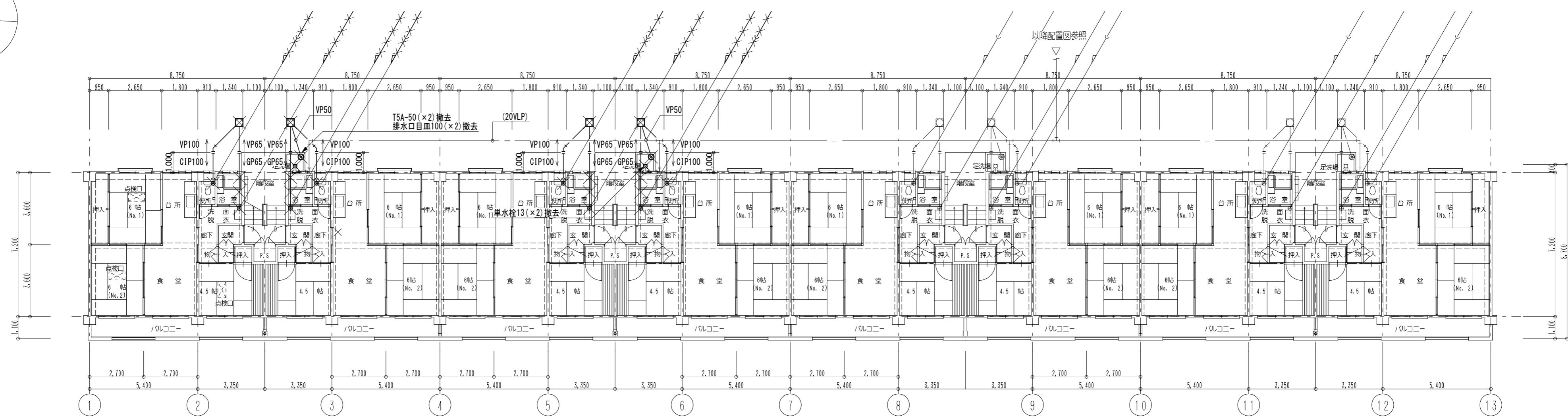
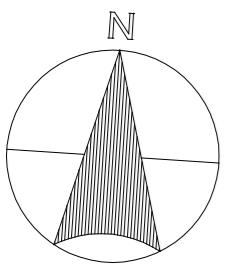
工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	衛生設備 配置図(現況撤去)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 縮尺	1 : 200	
福利厚生室施設營繕班宿舎第2係	図面番号	M-07 ( 20 枚の内)	



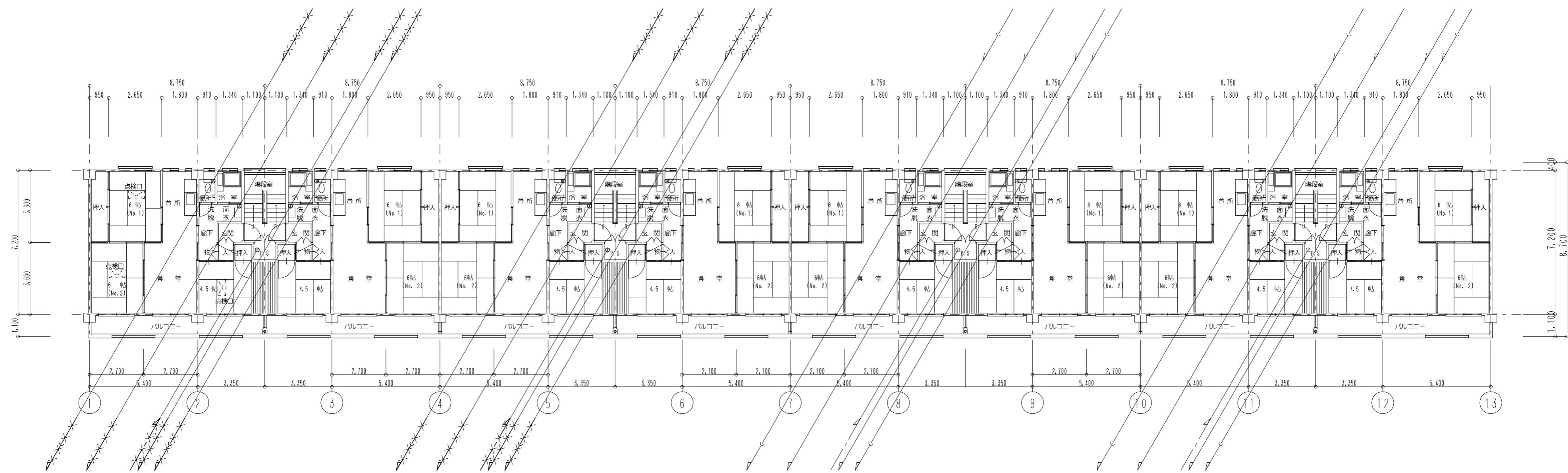
今回改修範囲

(注記) 1. 図中 は撤去配管を示す。  
 2. 図中 (細線) は工事対象外を示す。  
 3. 図中 は既設配管切断キャップ止めを示す。  
 4. 配管撤去後不要穴はモルタルにて復旧とする。(塗装共)  
 5. 図示無き不要配管も全て撤去とする。但し、土中配管は放棄とする。  
 6. 汚水立管は住戸内の見え掛り撤去とする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】	
図面名称	排水設備 系統図 (現況撤去)	
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2 線尺	—
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	M-08 ( 20 枚の内)

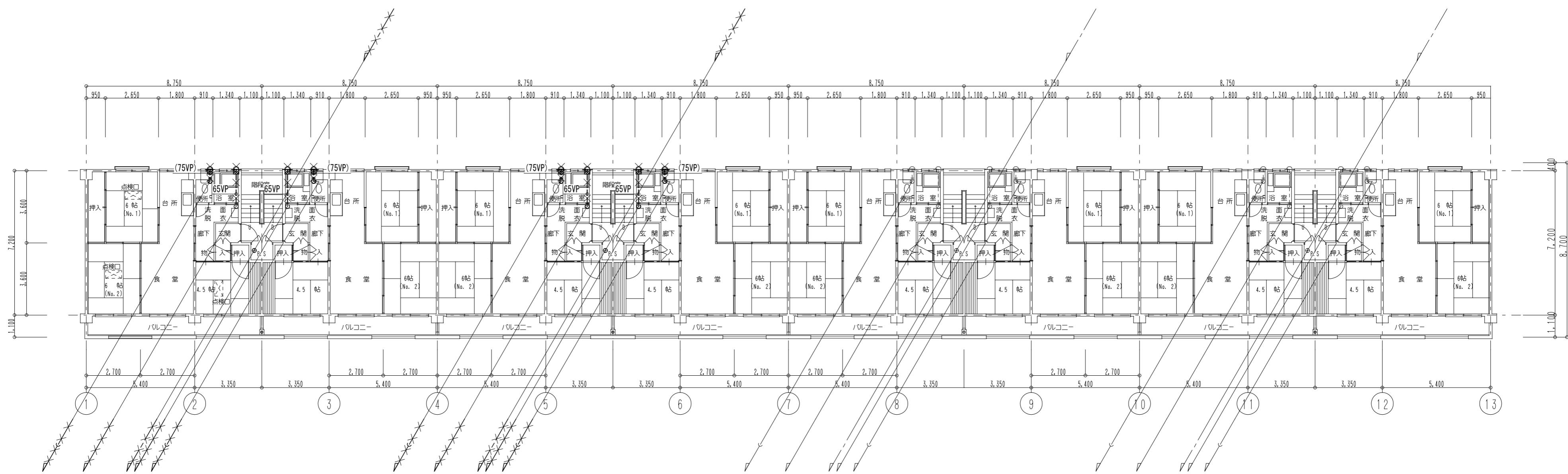
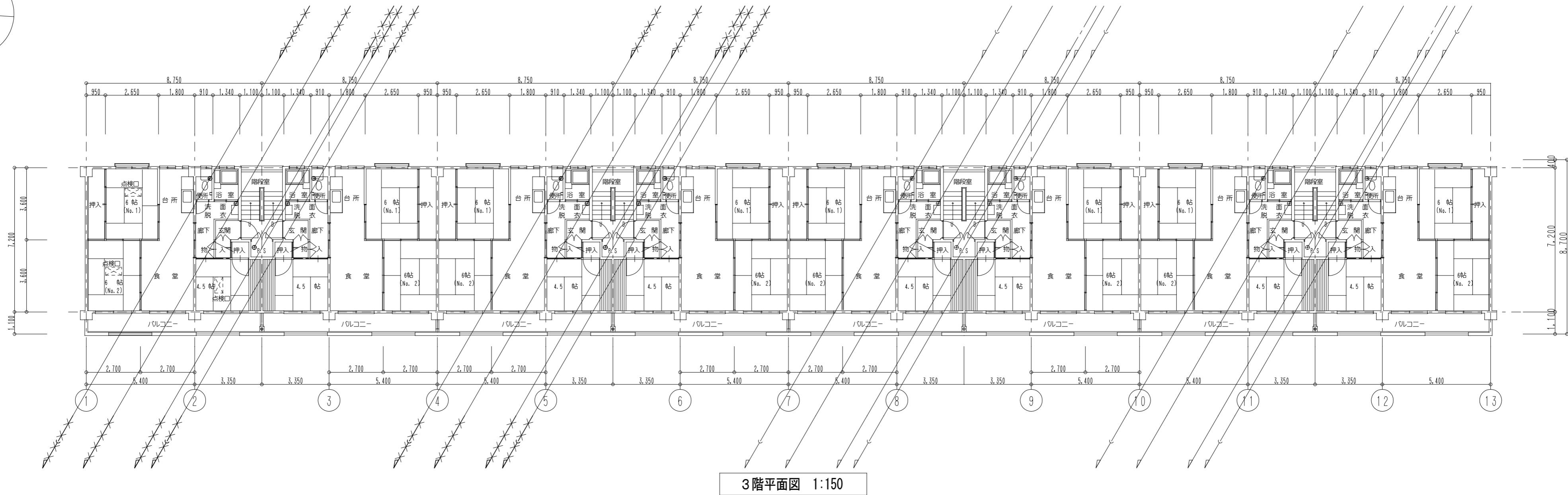
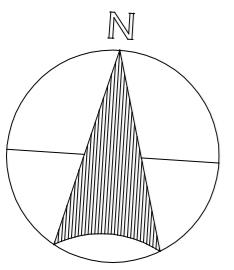


1階平面図 1:150



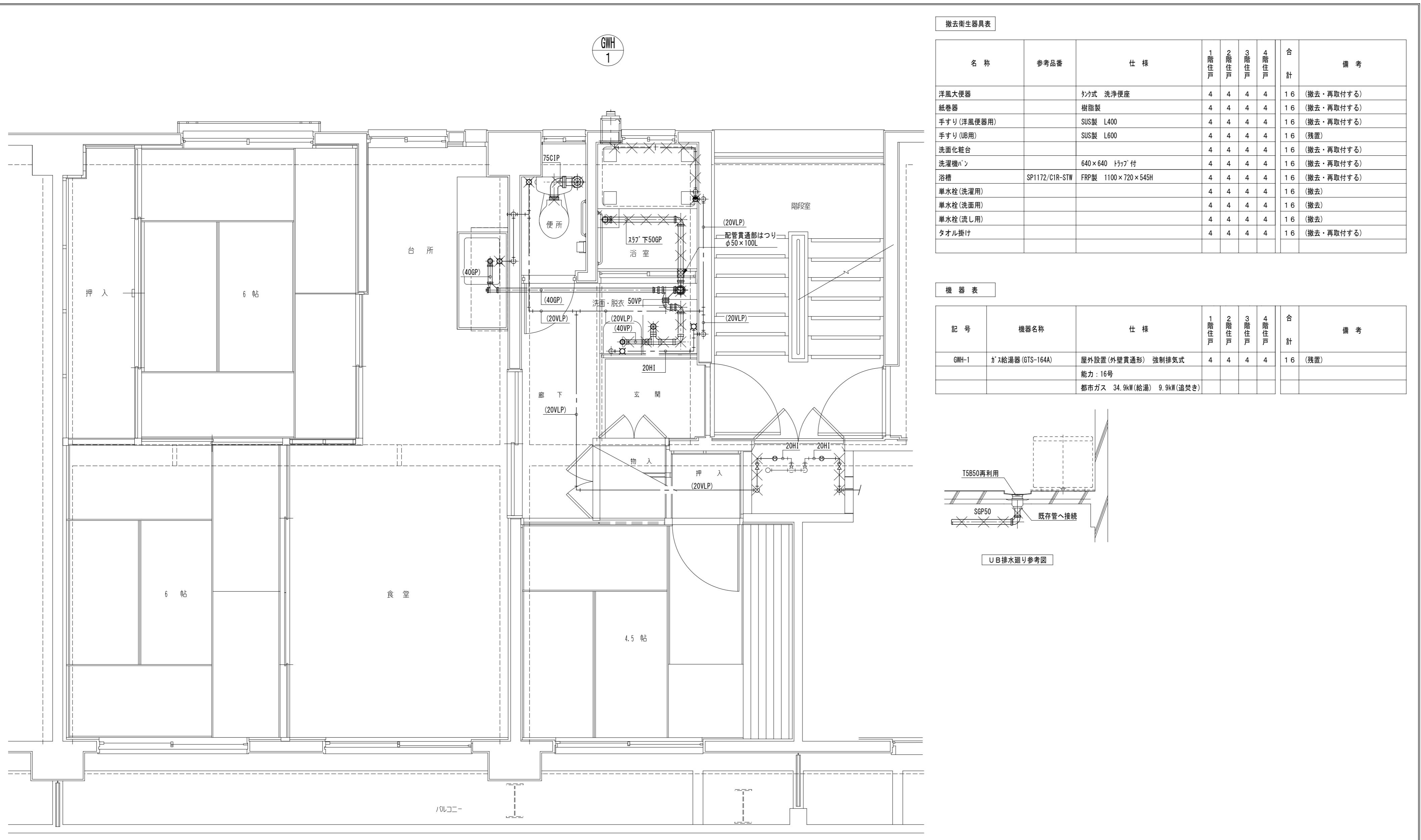
- (注記) 1. 図中 は撤去配管を示す。  
 2. 図中 は梁または壁貫通箇所を示す。(梁貫通部は既存スリーブ)  
 3. 図中 (緑線) は工事対象外を示す。  
 4. 配管立管口径は系統図参照のこと。  
 5. 図示無き不要配管は全て撤去とする。但し、土中配管は放棄とする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	衛生設備 1・2階平面図(現況撤去)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2縮尺	1 : 150	
福利厚生施設營繕班宿舎第2係	図面番号	M-09 ( 20 枚の内)	



(注記) 1. 図中 は撤去配管を示す。  
 2. 図中 は既存スリーブモルタル穴埋め(外壁部は塗装補修)を表す。  
 3. 図中 (緑線)は工事対象外を示す。  
 4. 配管立管口径は系統図参照のこと。  
 5. 図示無き不要配管も全て撤去とする。但し、土中配管は放棄とする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	3・4階平面図(現況撤去)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A2縮尺	1 : 150	
福利厚生施設營繕班宿舎第2係	図面番号	M-10 (20枚の内)	



(注記) 1. 図中 は撤去配管を示す。  
 2. 図中 (細線) は工事対象外を示す。  
 3. 特記無き配管はスラブ上、ころがし配管とする。  
 4. 本工事に影響の無いころがし配管およびコンクリート内配管は放棄とする。  
 5. 配管撤去後不要穴はモルタルにて復旧とするが、露出部は配管切断とし、化粧プラグ仕舞いとする。  
 6. 図示無き不要配管も全て撤去とする。但し、土中配管は放棄とする。

工事名称	林野庁東営宿舎1号棟 専有部給排水設備改修工事【1期】		
図面名称	衛生設備 住戸内平面図(現況撤去)		
農林水産省林野庁国有林野部管理課	A 2縮尺	1 : 30	
福利厚生室施設営繕班宿舎第2係	図面番号	M-11 ( 20 枚の内)	